

第四次檜枝岐村振興計画

みんなが主役 みんなが造る 檜枝岐プラン



福島県 檜枝岐村



平成29年2月1日檜枝岐村は村政100周年を迎えます。

1つの自治体が100年間変わることなく継続されてきたことは、内陸部にある自治体としては極めてめずらしいことであります。

村が江戸時代より前から続いていることは周知のことですが、米の収穫出来ない山間、狭あいの地にあって、江戸、明治、大正、昭和、平成と永らえてきたこともまた驚異に値することであります。

このように今日豊かな村として存続できるのも、先人たちの遺された文化や教えの御蔭であります。

江戸時代には黒檜から小羽板を作り、明治時代は小羽板を曲げ物に変え、養蚕をして、大正時代から昭和の前半にかけてはヘラ、杓子を作り生活を支えてきました。これらはすべて男の仕事であり、女性たちはこの間、狭く小石の多い畑を苦労しながら耕して食糧を貯い、冬はシナ繩を編み、村民はただただ生きるために一生懸命に頑張ってきました。

昭和の後半から尾瀬が身近になって観光客が訪れるようになり、村も潤いを感じることが出来るようになりましたが、この潤いを逃すまいと一生懸命に働きました。バブルと呼ばれる時代が過ぎても観光客は増え、潤いを少し蓄えることが出来るようになりました。

そして状況は一転、観光客は減少し潤いを蓄える余裕はなくなりましたが、一度潤いを味わったがために、一生懸命に、将来の為にという遺伝子をどこかに置き忘れてしまいました。

私たちにとってかけがえのない、誇るべき100年続いた村、米の獲れない村を将来に繋げてゆくことが、私たち村民の生きたあかしであります。

村は一日では変えられません、この振興計画に沿って一歩一歩前進して行きましょう。

平成27年3月

檜枝岐村長 星 光祥

～目次～

第1部 序章

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の性格と役割	2
第3節 計画の期間と構成	2

第2章 村の現況

第1節 自然条件.....	3
第2節 歴史的背景	4
第3節 人口の推移	6
第4節 産業の状況	7

第3章 計画の背景

第1節 時代の流れと計画への課題.....	8
-----------------------	---

第2部 基本構想

第1章 むらづくりの基本理念.....

第2章 村の将来像

第1節 将来像.....	12
第2節 人口目標.....	12

第3章 施策の大綱

第1章 健康でいつもいきいき笑顔のむらづくり	13
第2章 快適で安心して暮らせるむらづくり	13
第3章 地域資源を活かした潤いあるむらづくり	13
第4章 人と文化を育み未来をひらくむらづくり	13

第5章 村民が主役の、結いの心の通うむらづくり.....	13
施策の体系.....	14

第3部 基本計画

第1章 健康でいつもいきいき笑顔のむらづくり

第1節 社会福祉の充実

1. 子育て支援と児童福祉	17
2. 高齢者福祉	18
3. 障がい者福祉	20
4. ひとり親家庭福祉	21

第2節 保健・医療の充実

1. 保健	22
2. 医療	24

第3節 社会保障制度の健全な運営

1. 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険	25
------------------------------	----

第2章 快適で安心して暮らせるむらづくり

第1節 社会基盤整備

1. 国道・主要地方道	27
2. 村道・林道・その他の道路	28
3. 土地利用	29
4. 除雪及び利雪	30
5. I C T	31

第2節 生活環境整備

1. 水道	33
2. 下水道	34
3. 温泉	35
4. ごみ処理と循環型社会の構築	36
5. 火葬・墓地・斎場	37

第3節 安全な村民生活の確保

1. 消防（救急）・防災・災害対策	38
2. 交通安全・防犯対策	40

第3章 地域資源を活かした潤いあるむらづくり

第1節 観光産業の活性化

1. 尾瀬国立公園	41
2. 観光	43
3. 村営事業所	46

第2節 産業の振興

1. 商工業	48
2. 農業	50
3. 木工業	52

第3節 定住促進・少子化対策

1. 定住促進	53
2. 少子化対策	55
3. 景観整備	56

第4章 人と文化を育み未来をひらくむらづくり

第1節 教育の充実

1. 学校教育	58
2. 幼児保育と児童教育	60
3. 地域の連携・家庭教育	61

第2節 社会教育の推進

1. 生涯学習	62
2. 生涯スポーツ	63
3. 学校外活動	64

第3節 人づくり

1. 人材育成	65
---------------	----

第4節 文化活動の振興

1. 芸術・文化活動	66
2. 文化の伝承・保存	67

第5章 村民が主役の、結いの心の通うむらづくり

第1節 地域活動の推進

1. 結いの活動	68
2. 奉仕作業・共同活動	69

第2節 協働社会の実現

1. 住民参加	70
2. 男女共同参画	72

第3節 効率的・計画的な行財政運営

1. 行政	74
2. 財政	75
3. 広域行政	77
4. 公共施設維持管理	78

第4次檜枝岐村振興計画・実施計画

資料編	83
-----------	----

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

村では、平成17年度を初年度とし平成26年度を目標年度とした「第3次檜枝岐村振興計画」を策定し、「健康で生きがいを持ち、お互いを思いやり、助け合いながら、活き活きと生活できる、安心と活力に満ちた村」を目標として、健康で明るく、皆が助け合い、活力にあふれた村民主体の村づくりに努めてきました。この間は、各分野での施設整備や事業の実施により、村民の生活環境は着実に向上しました。

また、パソコンやインターネットの普及や通信網の高速化が進み、各家庭にはテレビ電話が整備されるなど、リアルタイムに情報を入手できる点においては都市部となんら変わりない住環境となり、生活の利便性はさらに向上しました。

しかし、景気は依然下降しており、東日本大震災による原発事故を受け風評被害や雪崩、豪雨などによる自然災害の影響を受け、ますます回復の兆しが見えないのが現状で、村の主産業である観光産業を含め、村をとりまく状況は厳しさを増しています。また、少子高齢化も加速し、村税の減収をはじめ、村の財政も年々厳しくなっています。

こうした厳しい状況の中で、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、各自治体が直面している人口減少や少子高齢化など直面している課題に対し、それぞれの地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう国も一体となって取り組むこととなりました。

以上のようなことから、村として存続するために、また村を創生するために、村民と行政がお互いに様々な施策を考え、取組みながら村づくりをしていく指針となる「第4次檜枝岐村振興計画」を策定するものです。

第2節 計画の性格と役割

「第4次檜枝岐村振興計画」は、村の将来像、村づくりの理念、基本的施策などを示すものであり、民間と行政が相互理解のもと、村民が主役となって協力し合い村づくりを展開していく指針となるものです。

国・県・市町村の各計画との整合性を図りながら、今後策定される各分野の事業計画等の基本となるべきものです。

第3節 計画の期間と構成

「第4次檜枝岐村振興計画」は、平成27年（2015年）を初年度とし平成36年（2024年）を目標年度とする10ヵ年を計画期間とします。

計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成されます。

（1）基本構想

村づくりを総合的かつ計画的に進めるために、村の目指すべき将来像の実現に向けた施策の方向性を定めるものです。

（2）基本計画

基本構想を具体化し目標を達成するための、各分野においていた基本施策をより詳しく示した計画です。

（3）実施計画

基本計画で定めた施策を実現するための事業計画で、計画期間を3ヵ年とし毎年度ローリングしながら、効率的な事業執行を図っていくものです。

第2章 村の現況

第1節 自然条件

福島県の西南端に位置し、東西 24km 南北 34.5km に及び、東は南会津町（旧館岩村）に、南東は帝釽山、黒岩山等の山岳を挟んで栃木県日光市（旧栗山村）に、南は尾瀬国立公園を挟んで群馬県片品村に、西は只見川を県境として新潟県魚沼市（旧湯之谷村）に、北は只見町及び南会津町（旧伊南村）に接しています。

面積は 390.46 km²で、その約 98%を林野が占めており、役場所在地の標高は 939m、東北最高峰の燧ヶ岳や会津駒ヶ岳など 2,000m 級の山々に囲まれた山村です。

平均気温は 7.7°C と低く、平均降水量は 1,600mm を超え、最深積雪量は例年 200cm 前後で多い年は 300cm を超えることもある豪雪地帯です。

檜枝岐村気象データ

<気象庁アメダス統計値>

	年間水量 (mm)	最深積雪 (cm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	平均風速 (m/s)	年間日照 時間 (h)
S59 年(1984)	1,256	285	6.5	31.6	-17.9	1.5	1,527
H 6 年(1994)	1,187	226	8.2	32.5	-13.8	1.5	1,269
H16 年(2004)	1,860	239	8.6	31.9	-13.1	1.3	1,047
H17 年(2005)	1,709	299	7.5	30.4	-13.0	1.2	914
H18 年(2006)	1,796	295	7.7	30.8	-17.0	1.2	1,020
H19 年(2007)	1,603	143	8.1	31.7	-14.3	1.1	1,154
H20 年(2008)	1,721	211	7.7	30.4	-15.6	1.1	1,152
H21 年(2009)	1,305	135	8.0	30.8	-14.3	1.1	1,135
H22 年(2010)	1,698	243	8.2	31.1	-15.3	1.2	1,135
H23 年(2011)	1,674	186	7.5	31.2	-15.4	1.3	1,146
H24 年(2012)	1,540	186	7.3	31.3	-14.9	1.3	1,119
H25 年(2013)	1,780	242	7.8	30.5	-15.7	1.3	1,165
H26 年(2014)	1,780	251	7.2	31.2	-16.0	1.2	1,128
H17~H26 年 10 年間平均	1,661	219	7.7	30.9	-15.2	1.2	1,107

第2節 歴史的背景

この地には縄文時代の土器や石器等が多く発掘されていることから、古くから人々が居住していたと推定されます。

村に残る記録には、都が奈良から京都に移された794年に、紀州から移り住んだ藤原金晴という人物が邑長になったと記されています。

その後、江戸幕府直轄領地の時代を経て、明治22年の市町村制の施行により伊南村・大川村・檜枝岐村の組合村となりましたが、大正6年に組合村から独立し「檜枝岐村」となりました。

雪崩・水害・全村焼失・川向集落焼失など多くの災害に見舞われ、苦難に耐えた時期もありましたが、日本の経済成長に合わせ公共施設整備の取組みを始め、昭和36年に奥只見発電所が完成するころから、ライフライン等徐々に生活条件も向上してきました。

昭和48年には温泉が湧出し、昭和50年には村内各家庭に温泉が給湯され、それ以後尾瀬の自然と温泉を結んだ観光立村として、地域資源や特色を活かした村づくりに励んできました。

平成7年には市町村合併特例法が施行され、南会津郡内においても合併検討研究会を設立し検討されました。しかし、平成14年に檜枝岐村は合併をしない道を選んできました。

第1次檜枝岐村振興計画中の主な事業（昭和60年～平成6年）

年代	出来事
昭和60年(1985)	林産所展示販売施設完成、スキー場人工降雪機設置
昭和61年(1986)	ペアリフト、御池休憩所、駒の小屋、舟岐橋完成 第1回会津駒ヶ岳ヘリスキー開催
昭和62年(1987)	村政独立70周年(2月1日) 檜枝岐温泉第4号源泉湧出 村民体育館、簡易水道増設工事、見通地区合併処理浄化槽工事完成
昭和63年(1988)	尾瀬の郷交流センター、4号温泉引湯設備、第2公衆浴場(現駒の湯)工事完成 御池・開拓地方面へ通電
平成元年(1989)	燧ヶ岳開山100年イベント 自然水製造施設完成 アルザ尾瀬の郷・温泉管入替工事着工
平成2年(1990)	養魚場、まいたけ栽培施設、そば加工施設、公営住宅「Uターンの家」完成
平成3年(1991)	アルザ尾瀬の郷、スキーセンター、ペアリフト、前川橋完成
平成4年(1992)	クリーンセンター着工 スキー場人工降雪機増設
平成5年(1993)	クリーンセンター、世帯用教員住宅完成 「第1回真夏の雪まつり」開催
平成6年(1994)	児童館、燧の湯2号館、温泉管入替工事完成 国立公園「尾瀬」指定60周年クリーン作戦

第2次檜枝岐村振興計画中の主な事業（平成7年～平成16年）	
年 代	出 来 事
平成 7年(1995)	会津駒ヶ岳木道整備、御池ロッジ、尾瀬ブナの森ミュージアム着工
平成 8年(1996)	御池ロッジ、尾瀬ブナの森ミュージアム、モーカケの滝展望台完成 公民館「東雲館」、温泉公衆浴場「駒の湯」、ミニ尾瀬公園着工
平成 9年(1997)	公民館「東雲館」、温泉公衆浴場「駒の湯」完成、モーカケの滝駐車場完成 下水道処理施設着工
平成 10年(1998)	除雪車庫完成 御池・七入駐車場着工
平成 11年(1999)	御池・七入駐車場、ミニ尾瀬公園、七入クロスカントリーコース完成 温泉掘削、温泉公衆浴場「燈の湯」完成
平成 12年(2000)	尾瀬写真美術館、会津駒ヶ岳公衆トイレ着工
平成 13年(2001)	会津駒ヶ岳公衆トイレ、夏の思い出譜碑、温泉配湯施設、消防施設「檜枝岐分遣所」完成
平成 14年(2002)	「全国駒ヶ岳サミット開催」 会津駒ヶ岳木道整備、尾瀬写真美術館完成
平成 15年(2003)	「尾瀬サミット」開催 特定環境保全公共下水道完成 帝釈山登山道整備着工
平成 16年(2004)	国立公園「尾瀬」指定70周年イベント 台風による大規模林道法面崩壊 火葬場完成

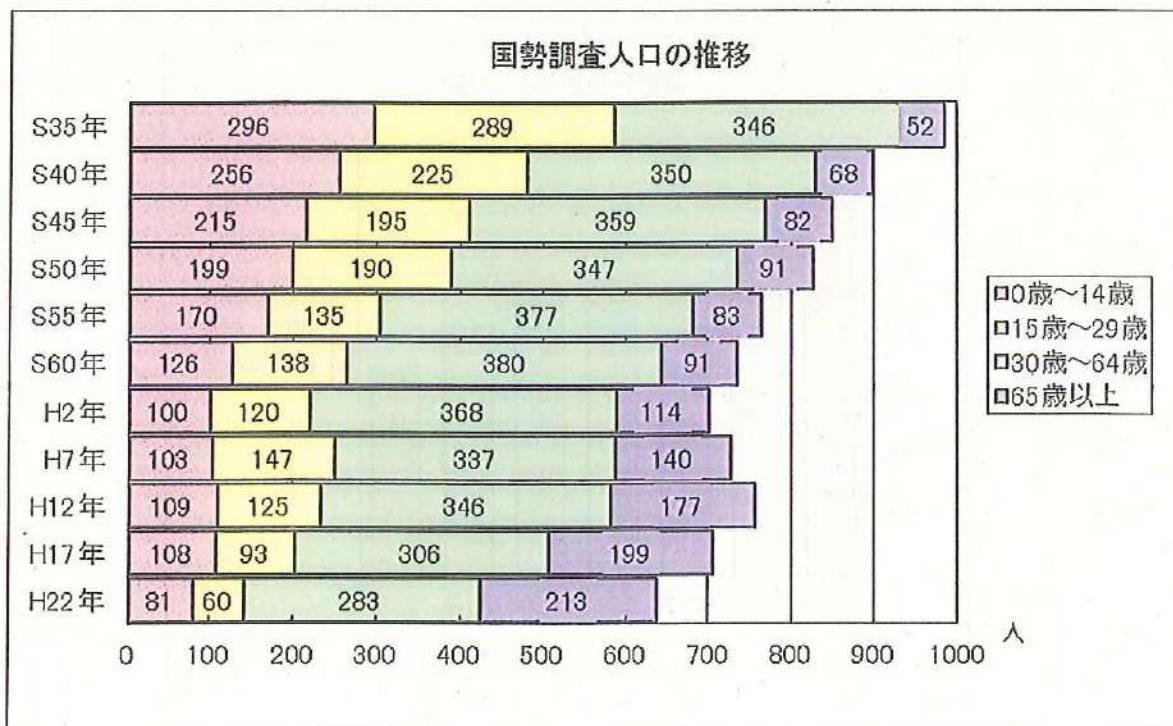
第3次檜枝岐村振興計画中の主な事業（平成17年～平成26年）	
年 代	出 来 事
平成 17年(2005)	尾瀬「ラムサール条約湿地」に登録 光ファイバー開通 公共施設総合落成式
平成 18年(2006)	台倉高山登山道整備 除雪ドーザ更新
平成 19年(2007)	「尾瀬国立公園」誕生（8月30日） 医療福祉センター車庫整備完成 竜ノ門の滝遊歩道完成 中学校大規模改修・耐震補強工事
平成 20年(2008)	「自然ふれあい全国大会」開催 防犯ウェブカメラ設置開始 農業機械整備（車庫、トラクター、コンバイン） 尾瀬国立公園サイン整備
平成 21年(2009)	尾瀬自然観察の森トレイル整備 村営住宅「メゾン寿」完成
平成 22年(2010)	医師住宅整備 グラウンドゴルフ場整備
平成 23年(2011)	3.11東日本大震災 7月豪雨災害 テレビ電話全家庭設置 尾瀬書美術館オープン 観光駐車場整備完成
平成 24年(2012)	小規模多機能型居宅介護事業所「尾瀬の華」開所 小・中学校大規模改修工事完了 歌舞伎伝承館「千葉之家」オープン
平成 25年(2013)	湯出ノ沢大規模表層雪崩発生 定住促進住宅「ファミリーhausピース」（2棟）完成 交流センター体育館大規模改修工事完成
平成 26年(2014)	南岸低気圧で村内各所雪崩発生（児童館、クリーサンタ被災） 名所旧跡等案内板リニューアル 生ごみ分別収集による循環型システム導入 単身住宅大規模改修、街路灯LED化完了 新児童館完成

第3節 人口の推移

国勢調査人口は、昭和 35 年の 983 人をピークに平成 2 年の 702 人まで減少しましたが、平成 12 年までに 757 人と一旦増加したものの、それ以降は減少を続けており、平成 22 年の人口は 637 人となっています。

このうち、0 歳から 14 歳までは 215 人の減、14 歳から 29 歳までは 229 人の減、30 歳から 64 歳までは 63 人の減となっていますが、65 歳以上は 161 人増加するという、少子高齢化が顕著に表れています。

平成 17 年から平成 22 年の減少率が高い要因の一つとして、山小屋の季節的雇用従業員が減少したことが考えられますが、近い将来の労働力が約 20% 減、出生数を最も期待される年齢層である 15 ~ 29 歳以下の人口がここ 10 年で半数以下に激減していることから、今後さらに少子高齢化が進むことが懸念されます。



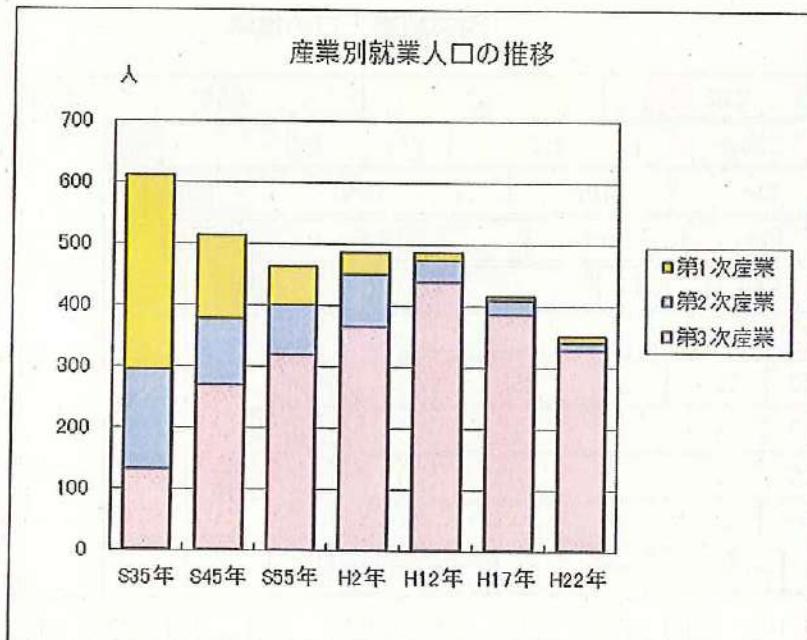
第4節 産業の状況

第1次産業については、面積の大部分を林野が占める本村はかつて木工業が主な産業であり、村においても国有林の払い下げを受け、村営林産所で加工して販売したり村民からの依頼で製材をしていましたが、時代と共に衰退し、現在木工業従事者はほとんどいません。

農業については、県内で唯一米ができる高冷地であるため、そばや自家消費用の野菜や雑穀等の栽培のみにとどまっています。

また、高齢化に伴い遊休農地が増加しており、村ではそれを解消するため、農業生産組合によるそばの栽培に力を入れ、近年はニンニクや葉ワサビに加え、山ブドウの試験栽培も始めています。

第2次、第3次産業については、立地条件から民間企業の誘致は難しく、個人経営の観光関連業がほとんどを占め、昭和40年後半から徐々に増加し、尾瀬や温泉を目的に訪れる観光客の増加とともに観光関連産業が発展し、平成22年の国勢調査では第3次産業の就業人口が93.4%になっており、現在においても観光産業が当村の主産業となっています。



第3章 計画の背景

第1節 時代の流れと計画への課題

(1) 少子高齢化

我が国の人口については、平成18年の1億2,774万人をピークに、平成42年には1億1,662万人になることが予測されています。また、65歳以上人口は年々増加し、平成22年の2,948万人から、平成54年には3,878万人に急増すると予測されています。

今後、人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、新たな経済成長に向けた取り組みが不可欠であり、村としても若者の定住促進のための雇用の創出と住環境整備が必要です。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口平成24年1月推計」

総務省統計局「国勢調査」「人口推計」

(2) 地方分権の推進と地方自治の自立

我が国では、各自治体の自主性及び自立性が発揮できるように、規制緩和や権限移譲などの地方分権が推進されています。また、国と地方が一体となり、地方創生を図るべく都市部から地方へと人口と産業の分散を進めることとしておりますが、これまでの流れを止めるることは簡単ではありません。

それぞれの地方自治体が、地域の特性や資源を活かし、独創的で自立した自治体となるために、教育の充実と人材育成の強化、村民の意識改革が重要であり、これまで以上に民間と行政の協働による地域づくりが求められています。

(3) ライフスタイルと価値観の多様化

かつての高度経済成長により、物質的な豊かさを手に入れた我が国は、貧富の差が少なく全国的に生活水準が向上してきましたが、現在は景気低迷が長期化し、非正規雇用の増大や企業の海外進出などにより日本人の雇用に対することが社会問題となっています。

また、物質的豊かさから心の豊かさを求める時代に変わったことにより、人々のライフスタイルや価値観は多様化しています。

このような中で、行政需要は複雑多様化し続けており、社会のニーズに対し柔軟な対応ができる行政サービスの充実、向上が求められています。また、産業の発展においても従来の行政がリードするやり方から村民自らがその持つ力を充分発揮できる村づくりへとシフトしていくことが重要であります。

(4) 超高速通信網の整備と高度情報化の進展

近年人々に身近なものとなった携帯電話の普及とスマートフォンやコンピュータの高機能化、光ファイバーによる超高速情報通信網の整備などが進んでいます。こうした世界的な高度情報化の進展は、経済活動の効率性、住民生活の利便性を高めるだけでなく、地域性にとらわれず情報関連等の業種の起業へと展開が可能になります。

高度情報化は村にさまざまな可能性をもたらし、地域発展に最も重要なひとつであり、さらなる品質向上と利用の拡大を図っていくことが必要とされます。

それに向かた人材育成や教育・医療・保健・その他産業への活用についても、これまで以上に可能性を追求し進めていかなければなりません。

(5) 国際化、グローバル化の進展

日本経済は世界経済と密接な関係にあり、国際的な動向に影響を受けることは避けられません。また、高度情報化により企業のみならず、個人が世界の市場に進出できるようになり、経済活動のグローバル化が進んでいます。

国や地域、個人という枠組みだけで考えるのではなく、常にグローバルな視点に立つことが、国際社会に対応するために不可欠な時代といえます。

村においてもインバウンドなどに対応できる村づくりも進めていく必要があります。

(6) 環境問題

経済成長が進み人々の生活が豊かで快適になった反面、地球温暖化など異常気象による自然災害が世界各国で発生し、大きなダメージを与えています。そのことが地球レベルでのさまざまな環境問題となっています。国では平成17年2月の京都議定書の発効に伴い、排出削減義務が課せられ、温暖化防止対策に取り組んでいます。また、人々の環境問題に対しても、ゴミ減量化・リサイクル・廃棄物の適正処理、二酸化炭素排出量の削減など、全国的な取り組みが行われています。

村においても村民一人ひとりが、循環型地域社会の構築に向けて行政と協力していくことが必要となっています。

第2部

基本構想

第1章 むらづくりの基本理念

第2章 村の将来像

第3章 施策の大綱

施策の体系

第1章 むらづくりの基本理念

平成4年5月に制定した「檜枝岐村民憲章」を基本理念とし、村民一人ひとりが健康でいつも笑顔にあふれ、結いの心を忘れず、すばらしい自然と伝統文化を持つ地域の特性を活かし、活気あふれた『住民が主役』の村づくり実現のため、村民と行政が協働で目標に向かって取り組んでいきます。



檜枝岐村民憲章

平成4年5月制定

わたしたちは、文化と伝統を引継ぎ
英知と潤いと活力に充ちた村を目指します
檜枝岐村民としての誇りと責任を持ち
美しい自然環境を大切にしながら
地域の特性を生かした産業を育て
心豊かな人間性あふれる村づくりに力を合わせます

- 一、自然を大切にし
緑を守り育てる村をつくります
- 一、村民みんなが信頼し合い
思いやりのある村をつくります
- 一、心身ともに健康で
明るく生きがいのある村をつくります
- 一、誇りと喜びを持って仕事に励み
活力に満ちた村をつくります
- 一、村を愛し教養と文化のあふれる
心豊かな村をつくります

第2章 村の将来像

第1節 将来像

私たちは、恵まれた大自然と共に存し、健康で豊かな心を持ち、お互いを思いやり、協調しながら、快適で潤いある生活のできる、安心と笑顔に満ちた村を目指します。

村の将来像の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、効果的、合理的な施策展開を図ります。

- 健康でいつもいきいき笑顔のむらづくり
- 快適で安心して暮らせるむらづくり
- 地域資源を活かした潤いあるむらづくり
- 人と文化を育み未来をひらくむらづくり
- 村民が主役の、結いの心の通うむらづくり

第2節 人口目標

地方創生総合戦略の人口ビジョン策定時に設定します。

第3章 施策の大綱

第1章 健康でいつもいきいき笑顔のむらづくり

少子高齢化がさらに進むことが予想され、高齢者の生活に対する不安や子育てに対する考え方や需要も変化しています。それらに対応した村づくりを進める上で、すべての村民が健康で安心して生活することが出来るよう保健、福祉、医療を連携し、いきいきと笑顔があふれる村づくりを目指します。

第2章 快適で安心して暮らせるむらづくり

村民の願いである、快適で安心して暮らせる住環境は、上下水道や温泉の安定供給と防災、防雪対策や除雪体制の充実、ＩＣＴの利活用など各種施策の推進により以前より向上してきました。それらをさらに推進し、自然災害にも強い生活環境を整備し安心安全の村づくりを目指します。

第3章 地域資源を活かした潤いあるむらづくり

長引く景気の低迷を受け、地域経済を活性化していくには恵まれた地域資源を利活用するとともに民間事業者の柔軟な発想と観光産業を主とする新たな施策の実行が求められます。村民自らの持つ力を發揮し官民一体となって潤いに満ちた活気ある地域産業の発展を目指します。

第4章 人と文化を育み未来をひらくむらづくり

次世代を担う子どもたちが健やかでたくましく成長し、豊かな人間性と今後の時代に対応できる基礎を築くため、学校や家庭、地域、行政とが連携し教育に力を注がなければなりません。また地域づくりには将来を担う人材の育成が最も重要であり、生涯学習やスポーツの振興、伝統文化の継承を通して、それらを育む村づくりを目指します。

第5章 村民が主役の、結いの心の通うむらづくり

小さな村が自立していくためには、結いの精神を忘れず、村民同士が結束し互いに支え合っていかなければなりません。今後は官民が一体となりどのような時代であっても乗り越えていけるよう、「村民が主役」の協働社会を実現すべく、効率的で計画的な行財政の健全な運営に努めます。

第1章 健康でいつもいきいき笑顔のむらづくり

第1節 社会福祉の充実

1. 子育て支援と児童福祉
2. 高齢者福祉
3. 障がい者福祉
4. ひとり親家庭福祉

第2節 保健・医療の充実

1. 保健
2. 医療

第3節 社会保障制度の健全な運営

1. 国民健康保険・後期高齢者医療
介護保険

第2章 快適で安心して暮らせるむらづくり

第1節 社会基盤整備

1. 国道・主要地方道
2. 村道・林道・その他の道路
3. 土地利用
4. 除雪及び利雪
5. ICT(情報通信技術)

第2節 生活環境整備

1. 水道
2. 下水道
3. 温泉
4. ごみ処理と循環型社会の構築
5. 火葬・墓地・斎場

第3節 安全な村民生活の確保

1. 消防(救急)・防災・災害対策
2. 交通安全・防災対策

第3章 地域資源を活かした潤いあるむらづくり

第1節 観光産業の活性化

1. 尾瀬国立公園
2. 観光
3. 村営事業所

第2節 産業の振興

1. 商工業

2. 農業

3. 木工業

第3節 定住促進・少子化対策

1. 定住促進

2. 少子化対策

3. 景観整備

第4章

人と文化を育み未来をひらくむらづくり

第1節 教育の充実

1. 学校教育

2. 幼児保育と児童教育

3. 地域の連携・家庭教育

第2節 社会教育の推進

1. 生涯学習

2. 生涯スポーツ

3. 学校外活動

第3節 人づくり

1. 人材育成

第4節 文化活動の振興

1. 芸術・文化活動

2. 文化的伝承・保存

第5章

村民が主役の、結いの心の通うむらづくり

第1節 地域活動の推進

1. 結いの活動

2. 奉仕作業・共同活動

第2節 協働社会の実現

1. 住民参加

2. 男女共同参画

第3節 効率的・計画的な行政財政運営

1. 行政

2. 財政

3. 広域行政

4. 公共施設維持管理

第3部

基本計画

第1章 健康でいつもいきいき笑顔のむらづくり

第2章 快適で安心して暮らせるむらづくり

第3章 地域資源を活かした潤いあるむらづくり

第4章 人と文化を育み未来をひらくむらづくり

第5章 村民が主役の、結いの心の通うむらづくり

第1章 健康でいつもいきいき笑顔のむらづくり

第1節 社会福祉の充実

1. 子育て支援と児童福祉

【現状と課題】

村では「檜枝岐村次世代育成支援行動計画」を策定し、安心して子育てできる支援策として子育て支援金の給付や高校生までの医療費無料化、保育サービスの無料化など子育て世帯に対する支援強化を行ってきました。

しかし、価値観や生活様式の多様化、核家族化の進行、ひとり親家庭の増加、女性の社会進出など、児童を取り巻く環境は大きく変化しており、親の育児に対する不安や悩みも多様化しています。このような住民のニーズや地域の特性に対応した、きめ細かい子育て支援が求められています。

【主要施策】

(1) 子育てしやすい環境づくり

- ①家庭・学校・行政との連携により子どもがのびのび育つ環境づくりの推進を図ります。
- ②行政と関係機関と連携した子育て支援に関する情報の提供に努めます。

(2) 相談・指導の充実

- ①保健師・児童委員を中心とした子育ての相談・支援体制の充実を図ります。
- ②児童虐待の早期発見につながるよう地域と関係機関（会津児童相談所等）との連携に努めます。

(3) 給付対策の推進

- ①子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費助成制度や児童手当制度、児童扶養手当制度、特別児童扶養手当制度の推進に努めます。
- ②子ども医療費助成について現物給付の推進に努めます。
- ③出産祝い金や子育て支援金を支給し、子育て支援の充実を図ります。

(4) 次世代育成計画の策定

- ①次世代育成計画の策定により総合的な子育て支援対策、少子化対策を推進します。

2. 高齢者福祉

【現状と課題】

本村の 65 歳以上人口の比率は、平成 21 年 4 月 1 日現在住民基本台帳人口においては 34.6%で、平成 26 年 4 月 1 日現在の同人口で見ると 34.1%とほぼ横ばいとなっています。しかし、要介護（支援）認定率は年々増加しており、平成 21 年 4 月末時点では 7%でしたが、平成 26 年 4 月末時点では 13.8%になっております。これに伴い介護サービスの需要が増加し、介護給付費の増加、1 号被保険者の保険料の上昇につながっています。

このような中、村では平成 24 年度に訪問、通い、宿泊などの複合的なサービスを 24 時間 365 日利用できる「小規模多機能型居宅介護事業所」を整備し、高齢者の福祉にあたつてきました。

しかし、村民のニーズは年々多様化、専門化してきており、全てに充分な対応をするのは困難な状況にあります。また、要介護者の在宅介護は家族の負担が増大するため、特別養護老人ホーム等への入所希望が多くなっているのが現状ですが、高齢者の約 6 割は在宅での生活を希望しています。

今後は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』の構築が重要となります。

【主要施策】

(1) 地域包括支援センターの充実

- ①地域包括支援センターの運営を行政直営で行い、地域の特性に応じた施策を展開していきます。
- ②地域ケア会議を定期的に開催し、多職種協働のケアマネジメント支援や地域課題への取組を推進します。

(2) 介護予防の促進

- ①要介護防止策として介護予防事業、特に認知症に重点を置いた施策の推進を図り、介護保険料の抑制に努めます。
- ②高齢者の多様なニーズに対応するため、村の実情に応じた取組を推進する「新しい総合事業」を平成 29 年 4 月から開始します。
- ③介護予防事業の更なる普及を図り、健康寿命の延伸を図ります。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

- ①業務等に必要となる知識を高めるため、研修会等に積極的に参加します。
- ②当村の現状を把握し、人員の確保等状況に応じた施策の展開を図ります。

(4) 認知症施策の推進

- ①認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人やその家族を支援する事業を実施します。

- ②認知初期集中支援チームを配置し、認知症の人やその家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行います。
- ③認知症の人の状態に応じたサービス提供の流れを一目でわかるようにした認知症ケアパスを全戸配布し、その普及を図ります。
- ④認知症キャラバンメイトとサポーターを育成し、認知症に対する知識を学び、地域の理解を深め地域全体で助け合います。

(5) 社会参加・生きがいづくり

- ①老人クラブの活動支援を継続します。
- ②伝統・文化の継承・世代間交流を公民館・学校と協力して行います。

(6) I C Tを活用した福祉サービスの充実

- ①テレビ電話等を活用した買い物支援や分かりやすい情報伝達、見守り体制の整備を行います。

3. 障がい者福祉

【現状と課題】

障がい者数は年々増加傾向にあり、障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援が必要になってきます。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、障がい者を施策の対象という考えではなく、障がい者及び障がい者の家族等の意見を聴き、その意見を尊重し、ニーズにあったサービスの向上が必要とされます。

【主要施策】

(1) ケア体制の充実

- ①ケア会議において、医療・保健・福祉の連携により障がい者のニーズの把握やケーズ検討を行い、適切なサービスが受けられるよう調整を図ります。
- ②障がい者に対するケアマネジメント体制の整備に努め、積極的な研修参加により、障がいに対する正しい理解を深めます。

(2) 相談指導体制の充実

- ①障がい者の在宅介護に関する相談助言やコーディネートの窓口として、地域包括支援センターの機能の充実に努めます。
- ②障がい者の日常生活、健康管理、金銭管理、就労等の自立支援のため、障がい者相談支援センターと連携し、相談支援事業の推進を図ります。

(3) 給付対策の推進

- ①障がい者福祉年金を給付し、福祉の向上を図ります。
- ②重度心身障がい者医療費助成給付、日常生活用具の交付の推進に努めます。

(4) 啓発と理解の促進

- ①障がい者に対する偏見や差別をなくすための啓発、啓蒙活動や福祉教育の推進に努めます。
- ②障がい者が地域のなかで当たり前の生活ができる環境づくりに努め、広域的な障がい者との交流イベント等の情報提供を行います。

4. ひとり親家庭福祉

【現状と課題】

価値観の多様化や生活環境の変化等により、全国的にひとり親世帯が増加傾向にあります。同様に本村でもひとり親世帯は増加傾向にあり、現在、ひとり親家庭医療費助成事業による支援を行っています。

今後は、経済的・精神的自立を支援するために、相談窓口の設置など総合的な支援体制の整備と、医療費助成等の支援の継続が必要となってきます。

【主要施策】

(1) 援護制度の有効活用

- ①ひとり親家庭医療費助成事業及び母子、寡婦福祉資金貸付金の普及と有効利用を促進します。
- ②ひとり親家庭の日常生活支援事業について検討します。

(2) 相談体制の充実

- ①民生委員による相談業務の一層の活用を図ります。

(3) 就業・自立の支援

- ①経済的な自立が図れるよう就業の情報提供を行います。
- ②仕事と子育ての両立ができるよう、放課後子どもクラブ等支援体制の整備を図ります。

第2節 保健・医療の充実

1. 保健

【現状と課題】

健康はすべての人々が望んでいるものであり、生きがいのある生活を送るためにも健康であることが重要となってきます。しかし、社会環境や生活様式の変化から、生活習慣病はもとより自殺の主な要因である精神的ストレスの増大等、さまざまな健康問題が生じています。

このような状況の中、村ではこれまで母子保健の充実や高齢者の健康増進事業、感染症予防事業など様々な事業を推進しており、平成23年度には各家庭でICTを利用する環境を整備し、各保健事業で活用しています。これにより、村民は健康管理・健康相談をより簡易に受けることができるようになりました。また村民の健康意識の向上にも繋がりました。

しかし、特に壮年期における村民の保健事業への参加率が低く、保健事業参加者との健康意識の格差が大きく見られます。この格差をいかに小さくしていくかが今後の課題となってきます。

「自分の健康は自らつくり、守る」という村民の健康意識の向上を図り、健康なライフスタイルを確立することが重要となります。

【主要施策】

(1) 健やかに産み育てる環境の整備

- ①妊産婦、乳幼児を対象とした健康診査や保健指導などの母子保健事業の充実に努めます。
- ②幼児期から健全な心身と豊かな人間性の育成を目的とした保健事業の充実に努めます。
- ③母子保健・児童福祉・学校教育との連携を図りながら、子育て支援対策を推進します。

(2) 村民一人ひとりの健康づくりの推進

- ①村民の健康意識の向上を目的とした、総合健診・各種保健事業の充実を図ります。
- ②ICTを活用した各種保健事業の実施体制を整備するとともに、関係機関と連携し、村民の健康管理に努めます。
- ③壮年期より生活習慣病予防や体力の維持・向上を目的とし、健康増進事業・地域支援事業・介護予防事業と連携した支援を推進します。

(3) 心の健康づくりと自殺予防

- ①相談支援体制の充実を図るとともに、精神疾患や自殺予防に関する知識の普及・啓発に努めます。
- ②精神障害者の社会参加を目的とした、自立支援体制の充実を図ります。

③ICTを活用した遠隔医療を確立することにより、精神科医による専門的な受診体制の拡大を図ります。

(4) 感染症予防事業の推進

①感染症の発生予防と感染拡大の抑制を目的とした関係機関との連携を強化するとともに、正しい知識の普及・啓発に努めます。

②新型インフルエンザ等対策行動計画や対応マニュアルの作成・見直しを行い、発生段階に応じた感染症対策を推進します。

2. 医療

【現状と課題】

昭和 26 年開設のへき地診療所は、村で唯一の医療機関として長年村民の診療にあたってきました。この間、医師不在の時期や他町村の病院からの医師派遣などを実施した時期もありましたが、現在は常勤医師 1 名により診療が行われています。

しかしながら、診療所では内科、小児科を主に診察しており、循環器系や皮膚科など専門的な診療を受けるためには、村外の医療機関を受診する必要があり、それには公共交通機関が不便なうえ、最も近い総合病院まで 50 km 以上あることから、自家用車などで往復 2 ~ 4 時間かけての通院が主な手段となっております。これは高齢者世帯にとっての負担は大きく、大変厳しい状況です。また、急病人対応に対する救急体制の整備も課題として挙げられます。

少子高齢化が進む現状において、これからも子どもたちやお年寄りが安心して生活していくためには、住民の健康を見守る仕組みや、ICT を活用した遠隔医療の実現が不可欠です。

【主要施策】

(1) 予防医療及び関係機関との連携

- ①健診後の事後指導も含めた予防医療を展開し、村民一人ひとりが健康で、安心して生活ができるよう、かかりつけ医としての役割を果たします。
- ②保健・医療・福祉の連携を密にするとともに、地域医療、在宅医療体制を構築し医師不在時等の緊急時にも対応できるような体制の充実を図ります。
- ③県内の中核病院とへき地診療所等を中心にネットワークで結ぶ『医療福祉情報ネットワーク協議会』に参加するとともに、電子カルテの導入を視野に入れ、医療提供の充実を図ります。

(2) 救急医療体制の確保

- ①行政機関、広域消防、医療機関等との連携力を高め、搬送体制・救急医療体制の強化を図ります。
- ②非常用電源を整備するなどして、非常事態にも対応できる環境を構築します。

(3) 他制度との連携

- ①高齢化が進み、医療需要に比べて介護需要の比重が高まることが予想されるため、介護保険制度とへき地医療対策との連携を図ります。

(4) 診療所のリニューアル

- ①新診療所のコンセプトである「みんなにやさしい診療所」となるよう利用者の利便性向上と、より身近で安心して受診できる施設の整備を図ります。

第3節 社会保障制度の健全な運営

1. 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険

【現状と課題】

本村の国民健康保険の加入者数は、平成27年3月末現在187人となっています。国保税の収納率は100%ですが、被保険者の高齢化や長引く景気低迷に伴い、保険税収入が減少している一方で、高額療養費該当者の増加等により医療費が伸びているため、健全な事業運営が難しい状況になっています。

平成30年度には国保の広域化が予定されており、保険者が村から県へ移行します。現在、県と市町村が広域化に向けて協議していますが、将来的には県内の税率が統一される可能性があり、税率の低い本村も徐々に税率の引き上げを行わなければならないことが予想されます。

後期高齢者医療は平成20年度に発足した、75歳以上（一部65歳以上）の方を対象とした医療制度です。加入者数は平成27年3月末現在135人であり、広域化されているため保険者は福島県後期高齢者医療広域連合となっています。高齢化の進展や疾病構造の変化、医療技術の高度化等による医療費の増加に伴い、村負担も高額化しています。

今後は、増大する医療費を抑制するため、医療費の適正化対策を図り、疾病予防のための健康づくりなど各種保健事業を積極的に推進するとともに、保険税の高い納税意識の継続に努める必要があります。

本村の要介護（要支援）認定率は、平成27年3月末時点で15.92%となっており、年々増加しています。これに伴い介護給付費の増加、1号被保険者の保険料の増加につながっています。

今後は、増大する保険料を抑制するため介護予防事業の充実、介護給付費準備基金の取崩しを行い、保険料の急激な高騰を防ぐ必要があります。

【主要施策】

（1）保健・医療及び関係機関との連携

- ①生活習慣病を減らすための食生活指導や健康指導の充実、健康の保持・体力増進を目的とした保健事業を展開し、疾病予防に努めます。
- ②疾病に対する意識の高揚を図り、住民負担の軽減と医療費の抑制を図ります。
- ③住民異動の情報提供等、関係機関との連携強化を図ります。
- ④要介護（要支援）認定者数を減らすため、介護予防事業の充実を図ります。

（2）保健事業の推進

- ①各種健診結果や疾病統計を経年的に分析し、住民の健康管理に努めます。
- ②総合健診を推進し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。
- ③健診の結果を基に特定保健指導を実施し、積極的支援や動機づけ支援に該当した方のサポート・健康状態の改善に努めます。

(3) 制度の周知と財政運営の健全化

- ①医療保険・年金制度の周知徹底を推進するとともに、保健・医療・年金に関する相談体制の充実を図ります。
- ②国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の健全な財政運営に努めます。

第2章 快適で安心して暮らせるむらづくり

第1節 社会基盤整備

1. 国道・主要地方道

【現状と課題】

国道352号（401号）は本村を通る唯一の国道で、他市町村とを結ぶ重要な基幹道路であるとともに、生活路・通学路でもあります。

近年、交通環境の整備により住民生活の行動範囲は拡大されましたが、冬期間は新潟県方面が通行止となり、また、雪崩等の災害により寸断されれば村内での往来にも支障をきたすほか、村が孤立する危険性があります。しかしながら、狭い地形から新たなバイパスの整備は困難な状況にあります。

さらに、当該道路は大型観光バスを始め多くの車が通行する観光路線ですが、七入～新潟県境間はセンターラインが無い区間が多く、防雪対策を含めた安全対策が求められています。また、開通も遅いことから、春先の早期開通に向けた対策を図る必要があります。

村内においては、一部を除き通学路に歩道が整備されていない状況ですが、滝沢橋～見通地区間は見通橋の架け替えも含め歩道整備が事業着手となり、さらには学校の校門付近の路側帯をカラー塗装したことにより、路側帯と車道がはっきり区分けされ視覚的に大変効果がありました。

冬期間の通行は除雪体制と防雪施設の整備が進み、普段はほとんど寸断されることもなくなりましたが、平成25年2月に湯出ノ沢で発生した大規模な雪崩の影響により、七入方面へは豪雨時や冬期の通行が制限され、特に七入のクロスカントリーコースの利用が出来なくなるなど、冬季の観光客誘致に大きな障害となっており、季節を問わず道路を利用する方々の安全確保の面から、防災・防雪施設の整備促進が待ったなしの状況といえます。

主要地方道の沼田・檜枝岐線は尾瀬の交通対策で規制されていますが、シャトルバスが通行することから路面については逐次整備されています。幅員については狭い区間が多く改良が待たれますが、自然保護との兼ね合いでなかなか進まない状況です。今後は、国、県に整備促進を求めていくことも重要な課題であります。

【主要施策】

(1) 安全な交通環境の整備

- ①関係機関との連携を密にし、自然環境への配慮、通学路としての安全性の確保及び高齢化等に対応した、計画的な道路管理に努めます。
- ②通行する自動車等への啓発により、低速で安全な走行を促します。
- ③道路を利用する方々の安全確保の面から、湯出ノ沢橋付近の防災・防雪対策について、国、県に対し要望を継続していきます。

(2) 冬期間の通行確保

- ①除雪体制の強化を図り、冬期間の道路管理に努めます。

2. 村道・林道・その他の道路

【現状と課題】

村道は全体的に距離も短く幅員も狭い状況であることから、改良が求められていますが、用地の確保が難しく進んでいないのが現状です。行き止まり路線も多く、土地の有効利用に支障をきたしている場所も見られ、各路線を連結して有効な土地利用を図ることが必要です。また、交通死亡事故のあった路線については原因を調査し対策を講じる必要があります。

大津岐線と赤岩平1号線は、平成23年7月の新潟・福島豪雨により被災し道路が寸断されました。大津岐線については、ほぼ復旧工事は完了したものの通り抜けが出来ない状態となっております。この2路線は遠隔地にあることから、管理が非常に難しく利用頻度も少ないとから廃道を含めた検討が必要となります。

林道は、大規模林道館岩・檜枝岐線の開通により、観光路線及び迂回路として活用していますが、雪崩等による落石防止柵破損個所の改良を進めており、さらなる安全対策が必要な状況です。また、併用林道川俣・檜枝岐線も観光路線として活用していますが、県境付近で大雨等による路盤洗掘や土砂崩れにより通り抜けが出来なくなる事が多々あり、こちらも安全対策を講じる必要があります。

どの路線も引き続き安全対策等の整備が必要ですが、必要性をよく勘案して、自然環境に充分配慮し、狭い道路はお互いにゆっくり走るなど、快適な道路ばかり求めてきた方向を修正する必要があります。

また、本村地区全域に歩道を整備し、安全な通学路や観光客の散策路として活用することについて検討が必要となります。

【主要施策】

(1) 村道の整備

- ①村民の安全性に配慮した拡幅、整備を図るとともに、行き止まり路線の連結の必要性、有効性を調査し、連結による土地利用の可能性と村民の利便性の向上を図ります。
- ②狭い居住区域における村民の除雪作業の軽減を図るため、除雪体制の強化に努めます。
- ③交通事故防止のため、防護柵や注意喚起看板の設置、またセンターラインを引くなどの安全対策を推進します。

(2) 散策路及び通学路の整備と検討

- ①観光散策路と通学路を兼ねた、歩道の整備とさらなる検討をしていきます。

(3) 林道の改良

- ①雪崩等により破損している落石防止柵の改良を継続し、関係機関との連携を図りながら通行の安全確保に努めます。

3. 土地利用

【現状と課題】

農地は自家消費のそばや野菜などを栽培してきましたが、近年では遊休農地が目立つようになり、それを解消するため旧開墾地区（小沢平等）でそばの栽培を始め、本村地区においても新たにニンニクやヤマブドウの試験栽培も始めました。しかし、高齢化等により更に遊休農地が増加する傾向にあります。畑は昔から日々の生活の糧で、観光を主産業としている今の村において、第6次産業化に向けて地産地消を推進していることから地元産の食材はなくしてはならないものであり、田舎の風景としても貴重なことから活用しなくてはならないものです。

宅地については村有地も少なく、土地も狭いため思うように確保できない状況にあり、近年では高齢化による空き家が多く存在していることから、その土地の有効活用が出来ない状況です。また、公共施設の敷地も多くの多くを村民から借上げているのが現状です。

山林等については、民有林が少なく良材が手に入りにくいことから、冬期間の暖房用として薪に利用する程度で造林や植林はほとんど行っていません。しかし、山林はきれいな空気や水資源をつくり、また近年では自然災害発生から居住地域を守る貴重なものとなっていることから、適正な利用を図る必要があります。

このように、村民及び村にとっても貴重な財産である土地を、今後どのように保全・利活用していくかが課題となっています。

【主要施策】

(1) 土地の有効利用

- ①村有地の利用状況と民有地の適正な借上げについての再確認を行い、村民と行政の連携による土地利用の調整を図ります。
- ②村産のそばをはじめとする農作物の栽培や、花の植栽など景観の向上を図るとともに遊休農地の有効活用を推進します。

(2) 空き家対策

- ①空き家について、集落活性化を推進すべく村民の積極的な参加を促し、再利用や取り壊しなどの検討を行い、土地の有効利用を目指します。
- ②空き家対策に向けた助成を実施するとともに、跡地の再利用に努めます。

(3) 森林等の保全

- ①必要最小限の枝打ちや、森林保全のため支障となる立木の伐採や草刈りを行い景観の保持に努めます。
- ②有害鳥獣対策を含め、里山の環境保全維持に努めます。

4. 除雪及び利雪

【現状と課題】

豪雪地帯である本村は、狭い道路沿いに民家等が密集しているため一部の村道においては大型除雪車による作業が困難であり、降雪量が多い日は未明からの除雪をしなければ通勤・通学時間帯までに除雪が間に合いません。

民間委託を行わず、村直営で除雪車の整備やオペレーターの充実等により除雪体制を維持していますが、雪出し場の確保や大畠・川向・下田地区などの幅員の狭い村道除雪に苦慮しているのが現状であります。

村内の除雪環境については、一部の地区を除き流雪溝の整備により改善されてはいますが、流水量の不足や不適切な使用方法により問題が発生しています。村民全体が譲り合いや思いやりの気持ちを持ち、一丸となって雪対策にあたらなければなりません。

雪利用の施策として毎年「真夏の雪まつり」を開催し、村民や観光客に好評を得ていますが、今後も内容の検討や新しいアイディアによる雪の有効活用が求められます。また、スキー場についてはパウダースノーを求めてくるスキーヤーやレーサー指向の方々に人気がありますが、スキーヤー全体の減少等もあり、今後も特徴を生かした運営について検討していく必要があります。

本村にとって雪対策は今後も続く大変大きな問題であり、避けることのできない雪とうまく共存していくことが最大の課題といえます。

【主要施策】

(1) 除雪体制の強化

- ①計画的な除雪機械の整備を継続するとともに、村民の求める村道除雪に対応すべく、除雪体制の充実・強化を図ります。
- ②オペレーターの確保・育成に努め、安全で効率的な除雪体制の強化を図ります。
- ③高齢化社会に備え、村民と行政が連携しながら各地域ごとの雪対策を進めます。
- ④利用者の利便性と安全性確保のため、拡幅除雪・路面整正に努めます。

(2) 流雪溝の整備

- ①国道・村道脇の流雪溝の維持管理に努め、村民の除雪環境の向上を図ります。
- ②流雪溝の流水量の確保に努めるとともに、適正使用について村民の協力を促します。
- ③温泉の排湯等の有効活用について検討します。

(3) 有料除雪に係る補助金

- ①村商工会青年部・青年団が行う高齢者世帯等の除雪費用に対する補助金制度を維持し、負担の軽減に努めます。

(4) 雪の有効活用

- ①雪を利用した食材の保存や冷熱利用等、新たな雪の有効活用について検討します。

5. I C T

【現状と課題】

本村では他市町村に比べて、早い段階で高速通信網が整備され、村で行っている利用普及支援の施策により、村内全家庭に光回線をはじめとする情報通信基盤を整備し、さまざまな分野で I C T を利用しております。また、携帯電話も村内居住地区の全域がカバーされているほか、尾瀬国立公園の一部も通信可能なエリアとなっており、急速に発展している高度情報化社会において、根幹となるインフラ整備が行われていきました。また、問題視されていた地上デジタル放送への移行も、大桃共聴組合等との協定により、スムーズに整備が完了し視聴可能となりました。

さらに、平成23年度にはこうしたインフラを利用し経団連の「未来都市モデルプロジェクト」に認定されたNTT東日本のモデル事業として、各家庭にテレビ電話端末を設置し、医療、介護分野への活用の他、行政に関するものや、檜枝岐村農協、村内各団体などからの情報配信を行っています。また、電子黒板やタブレット端末等を利用して小中学生への教育、居住地区内への防犯Webカメラの設置や、七入地区へ気象観測システム等を整備するなど、医療・介護・情報配信・教育・防犯・防災に至るまで幅広い分野で I C T を利活用しております。

一方で、急速な I C T の普及拡大に伴い、電気・通信回線の二重化など災害対策が急務となっているほか、主産業である観光の振興や、災害発生時においても対応できる、無線通信設備の整備なども実施していく必要があります。さらに、地上デジタル放送化により、村全域がラジオ難聴地域となっています。災害時に有効的な情報収集手段であるラジオの有効な受信方法も検討していかなければなりません。

また、I C T の利用が不慣れな住民への操作等に対する支援や、高度情報化により社会問題となっている個人情報等機密情報等の漏えいを防ぐため、情報セキュリティ対策も継続的に行っていかなければなりません。

【主要施策】

(1) 各分野における I C T の利活用

- ①現在行っている情報配信の充実を図り、より分かりやすい情報を村民へ提供します。
- ②医療、介護分野での人との連携によるサービス等の充実に貢献し、高齢になっても「ふるさと檜枝岐」で生活できる基盤整備を図ります。
- ③高度情報化が進む社会において、I C T が子どもたちの身近なものとなるよう教育分野の活用を推進します。
- ④気象観測システムを利用した災害の早期予知や、防犯Webカメラ等により村民の生命・財産を守るよう努力します。

(2) 災害への対応

- ①大規模林道館岩・檜枝岐線を利用し、電気・通信回線の強靭化（二重化）を図ります。
- ②村民だけでなく、観光客への利便性向上や災害時のインフォメーションツールとなるよう公衆無線LAN等を整備していきます。
- ③舟岐地区への気象観測システムの設置について検討していきます。

(3) 高度情報化への対応

- ①高齢者等 I C T に慣れない村民に対し、訪問等による支援を行い、誰もが I C T の恩恵が受けら

れるよう努力します。

②物理的な対策だけでなく、人的な情報セキュリティ対策も行い、機密漏えい等の防止に努めます。

第2節 生活環境整備

1. 水道

【現状と課題】

本村の簡易水道は普及率100%を達成しており、ここ数年は安定した飲料水を供給しています。

平成21年度には天候等による水道水の濁りを防ぐため、木ノ倉配水池にスレッド式ろ過装置を設置しました。設置後は水質も適正で、加えて対塩素性病原微生物をほぼ除去することができるようになりました。

今後は、ニーズの多様化に伴う水需要の増加に対応した、安全で安定的な水道水を確保するため、必要な水道施設・設備等の整備や水質管理の強化を図らなければなりません。

また、大切な水資源を無駄なく有効活用していくために、村民の節水への理解・協力が必要です。

【主要施策】

(1) 水源の維持管理

- ①水源地施設を維持管理し、水源の安定確保に努めます。
- ②水質管理計画の見直しを図り、安全な水質の保持と安定供給を継続します。

(2) 水道施設の整備充実

- ①漏水事故等に迅速に対応するため、水量等を点検し水道施設の異変を早期に察知できるよう努めます。
- ②安全な水道水を供給するため施設の充実に努めます。

(3) 水道事業の健全運営

- ①事務事業の効率化や経費の節減を図り、水道事業の健全運営に努めます。

(4) 水資源の有効活用

- ①大切な水資源を無駄にしないため、節水の重要性の啓発により村民の理解と協力を得ながら、水資源の有効活用に努めます。

2. 下水道

【現状と課題】

本村は特定環境保全公共下水道を整備し、現在の下水道処理率は100%を達成しています。それにより良質な処理水質が安定して得られる状況となり、水系の最上流部に位置する村として自然にやさしい清潔な生活環境の形成を実現しました。

平成26年度から下水道施設内に超高温発酵処理機を設置し、脱水汚泥と生ごみの堆肥化を進めています。微生物であるYM菌が脱水汚泥と生ごみを発酵させ有機物を分解し、不要な資源を再利用することができます。そのため、従来の脱水汚泥の運搬・処理委託に要した経費の削減につながっています。

快適な住環境提供の一役を担う下水道事業は、最適なサービス提供のための管理を確実に実施できるように経営の健全化を図り、適正な維持管理に努めなければなりません。

今後は、管路、終末処理場の長寿命化にかかる維持管理経費の増加が予想されますので、経費節減と適正な使用料の検討等計画的な下水道事業の運営が必要となってきます。

【主要施策】

(1) 下水道施設の長寿命化に向けた維持管理

①施設の長寿命化に向けて計画的な維持管理を行い、処理水質の維持と、清潔で快適な住環境の提供に努めます。

(2) 下水道事業の健全運営

①事務事業の合理化を図るとともに施設の長寿命化計画にそった維持管理により、経費節減に努め下水道事業の健全運営を図ります。

②計画的で適正な使用料についての検討を行います。

(3) 適正使用の啓発

①下水道の適正使用についての啓発や情報提供を行い、安定した下水道処理を継続します。

(4) 堆肥化の効率化

①脱水汚泥を堆肥化させる上では、脱水の効率化が重要となりますので、既存設備の見直しや作業工程の工夫等に努めます。

3. 温泉

【現状と課題】

本村の基幹産業である観光の重要な位置づけとなっている温泉の源泉は、現在3源泉となっています。中でも4号源泉は湯量が最も多く、民宿・旅館をはじめ、各家庭への供給もこの源泉に頼っているのが現状です。しかし、この温泉も限りある資源として、まさに湯水のように使用し続けることはできません。

限りある資源を将来にわたり安定供給することが最大の課題であり、主たる源泉である4号源泉は年々湧出量の減少がみられたことから、平成26度に湧出量回復工事を実施しましたが残念ながら、湧出量の増加をみることができませんでした。このことから、適正な源泉管理と、将来にわたり温泉資源の保全を図るとともに、湧出量の増加に向けた取組みの検討・実施などが必要となります。

【主要施策】

(1) 湧出量の確保と管理

- ①適正な源泉管理のための技術の取得や施設の改良を実施し、温泉と共生共栄していきます。
- ②湧出量の増加や確保に向けた取組みについて検討します。

(2) 排湯の有効活用等

- ①排湯を植物の促成栽培や消雪等へ活用するなど、温泉の熱源を余すことなく利用できる有効活用を検討します。

4. ごみ処理と循環型社会の構築

【現状と課題】

平成5年度に整備したクリーンセンターは、竣工から20年以上が経過し、焼却炉の老朽化が著しい状況にあることから、燃えるごみの焼却や焼却により発生する焼却灰等について、近隣一部事務組合へ処分業務委託しております。それに伴い、既存施設の解体及び跡地再利用等について検討していく必要があります。

平成26年度からは生ごみの分別収集を開始し、堆肥化を行ったことで、分別前に比べ燃えるごみの量が大幅に減少しております。今後も村民と一体となってごみの減量化に努めていきます。

今後も計画的な施設整備及び修繕等を行いながら、循環型社会の構築に向け各施設の延命化を図るとともに、効率的な収集を行うためにごみ収集車の更新及び新規ストックヤード整備等の検討を行っていかなければなりません。

近年、村民の協力によりごみの分別収集は定着しており、今後より効率的な分別収集の実施・減量化に力を入れていく必要があります。

尾瀬地区のごみについては、環境省、尾瀬山小屋組合が主体となって域外搬出が行われ、それを村で収集・処分を行っていますが、今後もこれまで同様連携を継続し、自然環境保護に努めなくてはなりません。

【主要施策】

(1) ごみの分別、収集体制の充実

- ①ごみのより効率的な分別体制の充実に努めます。
- ②村民により分かりやすい分別方法を示し、分別の徹底、定着化を図ります。
- ③村民の協力を得ながら、ごみ収集場所周辺の美化と衛生的な環境維持に努めます。
- ④より効率的な収集を行うため、ごみ収集車の更新を検討します。

(2) ごみの減量化、リサイクルの推進

- ①ごみ減量化に関する情報提供等の啓発を強化し、村民の意識向上を図ります。
- ②粗大ごみ・資源ごみ等の分別収集を継続し、リサイクル活動及び適正処理の推進に努めます。
- ③生ごみの分別収集・堆肥化を継続し、農業への再利用を推進することで循環型社会の構築に努めます。

(3) 施設等の計画的運営管理

- ①燃えるごみの処理委託に伴う既存焼却施設の解体及び跡地利用等について検討します。
- ②各施設の計画的な整備及び修繕を行い、より適正で効率的なごみ処理体制の強化に努めます。

(4) 尾瀬地区のごみ対策の強化

- ①環境省、尾瀬山小屋組合との連携により、尾瀬地区のごみ対策体制の強化を図るとともに、適正なごみの搬出及び収集・処分を継続していきます。

5. 火葬・墓地・斎場

【現状と課題】

火葬場は平成16年度に稼働を開始し、10年が経過しました。これまで、一部委託で行っていた火葬業務も現在は村直営で行っています。

墓地については、第三次計画でもニーズがあったことから見通地区に見通川墓地を整備し10区画の分譲を行っています。

斎場については、時代の流れから核家族化が進み、家も小さく間取りも同様に小さくなってきていることから各家庭で葬儀を行うことが難しくなってきており、斎場の整備を望む村民が多く、その整備について検討が必要となっています。

【主要施策】

(1) 火葬場の管理運営

①施設の維持管理に努め、村民と行政の協働による適正な運営を行います。

(2) 墓地の管理運営

①墓地の維持管理に努め、村民と行政の協働による適正な運営を行います。

(3) 斎場の整備

①村民からの要望がある斎場の整備について検討していきます。

第3節 安全な村民生活の確保

1. 消防（救急）・防災・災害対策

【現状と課題】

本村には全村焼失という悲惨な歴史があり、昔から火災予防に対する村民の意識が高いことから、平成22年より無火災が続いている。

また、硬い地盤や気象など地理的条件から長い間地震や台風などの自然災害には比較的強いと思われてきましたが、平成23年の新潟・福島豪雨災害により、村全体が孤立する問題が浮き彫りとなり、多様化する自然災害に村民の防災に対する期待も高まっています。

現在の消防体制は、消防団4分団、婦人消防隊4班から構成され、常備消防である広域消防檜枝岐分遣所と連携を密にしながら、体制の強化連携を図っていますが、消防団員の分団ごとのばらつきや団員の若年化に伴う経験不足、婦人消防隊の人員確保などが問題になってきています。

消防ポンプ車1台、小型ポンプ積載車5台、高機能小型ポンプ1台、総務省無償貸付資機材を配置するとともに、村内の消火栓や防火水槽の整備にも力を入れてきました。

また、山間部に位置し急傾斜地を背負う本村には林野火災のほか、雪崩や土砂災害という脅威があります。消防体制の強化とともに、見直しを行っている地域防災計画に準じた新消防体制の充実と災害に強い地域づくり、地区コミュニティの形成、インフラ整備等を継続していく必要があります。

山岳登山においては、近年負傷救助・捜索活動が多様化しており、防災ヘリコプターでの救助、悪天候時においては、消防団を主体として構成された遭難対策救助隊がその任務にあたっています。しかし、出動隊員の確保が困難であることや、隊員の作業負担が大きいことを考慮し、さらなる救助体制の充実強化を図っていく必要があります。

【主要施策】

（1）消防体制の強化

- ①消防団員・隊員の継続的な確保に努めます。
- ②消防団の分団を統廃合するなど、平均的に団員を配置できるよう努めます。
- ③規律基本訓練・機械器具の操作等教育訓練を実施し、団員・隊員の資質の向上を図ります。
- ④広域的連携のもと常備消防の充実を促進し、常備消防と消防団との協力体制の強化を図り、総合的な消防力の強化に努めます。

（2）消防設備等の充実

- ①老朽化した消火栓などの維持管理を行うとともに、現状にあった消防水利の計画的整備に努めます。
- ②消防車両・小型ポンプ等機械器具の点検を行うとともに、計画的な更新に努めます。
- ③屋外放送設備やテレビ電話、無線設備の点検・整備を行い設備の充実と適切な運用を図ります。

（3）防災対策の推進

- ①現状や地域特性に則した地域防災計画の見直しを図ります。
- ②危険個所の点検を行い、雪崩及び落石防護柵等の整備や河川改修、治山治水について関係機関に情報提供するとともに施設整備について要望していきます。

- ③季節や時間・災害種別ごとの避難路、避難所を村民に明確に提示するとともに、避難訓練の実施に努めます。
- ④大きな災害が発生しても情報発信や電力の供給等が止まらないような電気通信等のインフラ整備に努めます。
- ⑤南会津・西白河災害相互応援協定をはじめとする災害応援協定の充実と相互連携の強化を図ります。

(4) 防火・防災意識の高揚

- ①防火・防災広報等の啓発活動の充実、夜警の継続、防火・防災訓練の実施により、緊急事態が発生しても落ち着いて行動できるよう、村民の防火・防災意識の高揚を図ります。

(5) 遭難対策救助体制の強化

- ①南会津地方広域市町村組合消防署、南会津警察署、山小屋組合等と連携し、迅速な対応体制を整備します。
- ②救急活動用資材を計画的に整備し、作業の円滑化を図ります。
- ③危険個所や冬期間への入山に関する注意喚起について関係機関と一体となって取り組みます。
- ④獵友会員など山を知る人を指導隊員とするなど、二次災害の防止と安定した救助活動ができる体制への充実を図ります。

2. 交通安全・防犯対策

【現状と課題】

本村は村民の交通安全に対する意識が高く、これまで、県内においても交通死亡事故の発生率は低い状況でした。しかし、高齢者による事故が相次ぎ、特にカーブが多い村道や林道の安全対策とシートベルトの着用を徹底するなど交通安全に対する意識の高揚を図る必要があります。また、村内唯一の国道は通学路でもありますが、歩道が少ないためマイカーや大型バスなどが往来する際は路側帯を利用する歩行者にとって、決して安全な状況とは言えません。ドライバーに対する交通ルールの啓発はもちろん、児童・生徒や高齢者等の歩行に対する安全教育の充実を図る必要があります。

防犯の面に関しては、本村に警察官が常駐していないことから村内各所に防犯カメラを設置するなど、村民を犯罪から守り、安心・安全に過ごせるよう対策を講じております。

また、近年、私たちの身近において詐欺や不正請求、悪質商法などの犯罪が増加しており、手口も巧妙かつ悪質なものになってきています。特に高齢者が狙われやすく、いつ自分の身に起こるか分かりません。オレオレ詐欺などの「なりすまし詐欺」が深刻な社会問題となっており、本村においても高齢者世帯の増加に伴い、より安全な村を維持していくため家族や身近にいる人、民生委員などで注意し合うとともに、被害にあわないよう役場や警察、消費センターなどと連携し、被害を未然に防ぐ必要があります。また、一人ひとりが騙されないための危機意識を高めることが最も重要となります。

【主要施策】

(1) 道路交通環境の整備

- ①道路の危険個所に防護柵やカーブミラーを整備するなど、利用者の安全確保に努めます。
- ②国や県に対し、道路の拡幅や安全対策について、要望活動を実施します。

(2) 交通安全運動の充実

- ①警察・交通対策協議会・交通安全協会など関係機関と連携し、交通安全運動を推進します。
- ②村民一人ひとりが交通ルールと交通マナーを身につけられるよう、子どもから高齢者まで幅広い交通教育の実施に努めます。
- ③テレビ電話や回覧等による啓発や街頭指導により、村民の交通安全意識の向上を図ります。

(3) 防犯対策の推進

- ①テレビ電話や回覧等による広報活動の充実と、消費者被害防止のため適切な情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。
- ②地域において民生委員らによるネットワークを構築し、トラブルの早期発見・早期解決・拡大防止に努めるとともに相談しやすい環境づくりに努めます。
- ③村内にある金融機関のATMを利用する村民に対し、金融機関職員に協力を依頼するなどし、声掛けや携帯電話を使用しての操作を避けてもらうなど注意を促し、トラブルを未然に防ぐよう努めます。
- ④村内に設置してある防犯カメラの新設・更新を行い、空き巣などから村民の財産を守るとともに、児童・生徒をはじめ村民の安全確保に努めます。

第3章 地域資源を活かした潤いあるむらづくり

第1節 観光産業の活性化

1. 尾瀬国立公園

【現状と課題】

平成19年8月30日に尾瀬地域が日光国立公園から分離され、29番目の国立公園として尾瀬国立公園が誕生しました。

近年は異常な気象状況による、豪雨・豪雪やニホンジカによる被害に対しては、関係機関と協力してさらなる対策を講じる必要があります。

村では貴重な自然を子どもたちに体験してもらい、それを認識させ豊かな自然環境を将来に引き継ぐため、平成18年から本村単独で尾瀬環境学習事業として尾瀬で環境学習を実施する学校に対しての補助事業を開始しました。また、平成23年からは福島県でさらに内容の拡充した補助事業が行われております。

尾瀬国立公園内に整備されている登山道の管理は、その荒廃が直接自然環境へ悪影響を与えるばかりでなく、利用者の安全にも関わる大変重要なことであります。また、登山道へ倒れる危険のある枯死木の存在もあり、安全性を確保する上でもその調査と対策が管理上必要となっています。現在登山道を管理しているのは、当村のほか、環境省、福島県、群馬県と東京パワー・テクノロジーですが、これらの団体が連携して、計画的な管理が重要であるといえます。

国立公園は賢明な利用があって、はじめてその機能が果たされることから利用促進に向けた施策が最も重要な課題となっております。

【主要施策】

(1) 国立公園の保護と活用

- ①関係機関と連携を図りながら適正な鳥獣対策を推進します。
- ②国立公園区域の監視員等関連団体の協力により、高山植物をはじめとする自然の保護を図ります。
- ③訪れる人の利便性、安全性を確保するとともに、登山道及び道標整備等により適正な自然公園の活用を図ります。
- ④木道整備は行政機関以外においても、民間企業からの支援を受け入れるなど、新たなことも調整協議しながら整備を継続的に推進します。
- ⑤ゴミ持ち帰り運動を継続するとともに、村民と行政が一体となって清掃活動に取り組みます。
- ⑥福島県尾瀬自動車利用適正化連絡協議会との連携により、効果的かつ適正な交通規

制対策を推進します。

(2) 尾瀬環境学習の推進

- ①関係機関との連携を図りながら国立公園内の環境学習を推進します。
- ②環境学習に対する支援の継続と拡充、学習内容の充実を関係機関に働きかけ、環境学習の恒久的な実施を図ります。
- ③環境学習の重要性を広め、児童生徒の利用促進を図ります。
- ④檜枝岐村の自然や文化に触れるプログラムにより、村内滞在を推進します。

(3) 関係自治体や関係団体等との連携

- ①保護活動の成果を上げるため、関係機関での連携機能の強化を図ります。
- ②人々が美しく雄大な自然に触れる機会の拡充のために、関係機関との連携のもと、国立公園の利用促進を図ります。
- ③関係機関の連携による枯死木の調査等、訪れる人の安全確保を図ります。

2. 観光

【現状と課題】

本村は、豊かな自然や山人料理などの食文化と歴史的文化、更には全戸に給湯している温泉を観光資源として、観光立村を目指し村づくりをしてきました。

観光産業の動向が村の存続に直結しておりますが、東日本大震災の影響により発生した原子力発電所の事故による風評被害で更に観光客が減少し、現在も回復の兆しが見えない状況にあります。

本村の目指す観光は、本村の持つ豊かな大自然にゆっくりと触れていただきながら、それに食・温泉・文化を組み合わせて、一度限りの来訪に止まらせないことを考えます。

大自然を満喫していただいたり、当村独自の文化に触れていただくためには、安全面のうえからもガイドの利用を促すことが重要です。しかし、ガイドの数はまだ充分とは言えず、観光客もまだその魅力を認知できていないのが現状です。

また、旅行者は従来の紙媒体からの情報のほか、ICTを利用して行き先や宿泊場所を決め、訪れた先の細かな情報は現地で携帯端末などを用いて調べるという傾向あり、情報発信の手段として、ICTへの比重が重くなっています。

さらに、近年は全国的にペット連れで旅行をする人が増加しており、本村を訪れる観光客でもその傾向は強まっており、それらへの対応も急がれます。

宿泊客から高い評価を得ている山人料理についても、メニューの種類を増やすなどして変化をもたらしたりすることで、宿泊客の満足度を上げてリピーターを獲得することも重要なことです。

本村は、尾瀬をはじめとした恵まれた観光資源などの条件を備えていながらも、その期間が半年間に限られ、冬の悪条件が大きな障害となっております。この冬季問題の解決なくして村の将来はありません。また、新たな観光商品の開発や施設整備により、観光客の満足度を向上させたり、滞留時間を増加させることで消費を促すことが求められます。

○主要施策

(1) ガイド事業の普及

- ①山岳観光におけるガイドは、的確な自然解説により、山岳観光を更に楽しく豊かなものにしてくれることの認知度の浸透に努め、ガイド事業の普及を図ります。
- ②ガイドを手軽に利用できるよう、ガイド常備コースを設定し、ガイド利用の利便性の向上を図ります。
- ③安全管理を第一に考え、的確で楽しい解説ができるよう、ガイドの質の向上と資格取得者の支援を推進します。

(2) 観光関連の情報発信強化

- ①観光協会ホームページの充実、山の情報やイベント情報の提供、ライブ動画の配信等、紙媒体と合わせて内容の濃い情報発信に努めます。
- ②ソーシャルネットワークサービスの活用やホームページの迅速な更新により、タイムリーな情報発信に努めます。
- ③集客のターゲットとする年齢層にあわせて、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの中から媒体を選択し、効果的な情報発信に努めます。

(3) 通年型観光の推進

- ①地元で採れた季節ごとの食材を利用した料理の研究を支援するとともに、ショックフリーザーの利用により、年間を通しておいしい食を提供できるよう支援します。
- ②食、健康をキーワードとした通年型観光を目指します。
- ③アルザ尾瀬の郷の屋内プールを活用し、年間を通じた水泳大会の誘致を行います。

(4) 冬期観光の育成、支援

- ①村民のスキー技術と資格を活用、新たなスキー大会等を招致・開催するなど、スキーを資源とした冬期観光の拡大を推進します。
- ②歩くスキーやスノーシュー等の積極的な利活用により、冬期間の観光客受け入れ体制を支援します。
- ③バックカントリーツアーやスノーシューツアーなどの冬に特化した観光資源を利用して活動する団体に対する支援を推進します。
- ④都市部団体などが企画される雪上運動会等の誘致活動を行います。

(5) 新たな観光商品の開発

- ①食とウォーキングによる、健康増進型の観光商品の開発と遊歩道（トレイル）の整備を促進します。
- ②既存の観光資源を利用するとともに、それらと絡めた観光商品の開発について検討します。
- ③自然ガイドの有効活用を促進し、それを活用した観光商品の開発について検討します。
- ④ペットとの旅行先としても選ばれる観光地を目指し、その実現に向け研究・検討していきます。
- ⑤ドッグランなどのドッグイベントの誘致を進めるとともに、動物と飼い主が遊べる場を整備するなどターゲットを明確化にした誘客を図ります。

(6) 総合公園整備

- ①ミニ尾瀬公園、中土合公園及び癒しの空間は、観光客だけでなく、村民も利用したくなるように、魅力ある公園にすべく整備します。
- ②植物の栽培や除草など、効率的な管理と運営に努めます。

(7) 遭難対策救助隊の充実強化

- ①南会津地方広域市町村圏組合消防署・南会津警察署等と連携し、迅速な対応体制を整備します。
- ②危険個所や冬期間への入山に関する注意喚起について、関係機関と一体となって取り組みます。
- ③猟友会員など山を知る人を指導隊員とするなど、二次災害の防止と安定した救助活動ができる体制の構築を図ります。

3. 村営事業所

【現状と課題】

経営の健全化を図るため、顧客の増加を目標にサービスの向上に努めてまいります。また、雇用の場の確保として事業所の拡大を図ってきましたが、近年は人口の減少により、慢性的な労働者不足が生じ、事業所としての質の低下にも繋がっています。そのような中にあっても、少しでも売り上げ増に繋げるべく職員の質の向上に努めなければなりません。

これからは、施設の維持管理を徹底し、村民の雇用の場を確保すべき責任ある立場を念頭に置いて、今後の村営事業を展開していくかなければなりません。

○主要施策

(1) 経営の健全化

- ①お客様の利便性を最優先にしたうえで、経営の合理化・効率化を図ります。
- ②経費削減を図るとともに、それらが質の低下に繋がらないよう努めます。

(2) 事業所におけるサービスの維持、向上

- ①事業所職員への教育や研修により、能力の向上と接客サービスの改善を図ります。
- ②尾瀬国立公園への入山者や村滞在者と共に訪れるペットの預かりについて検討します。

(3) 特產品の管理と開発

- ①岩魚、舞茸等、村を代表する特產品の品質向上に努め、ブランド力強化を図ります。
- ②特產品を使った新商品開発に力を入れ、6次産業化の推進を図ります。

(4) 関係機関との連携

- ①尾瀬に関係している市町村、民間施設等と密な連絡調整、連携を行い、尾瀬の環境保全や安全対策に努めます。
- ②尾瀬の情報を共有しながら地域全体の活性化を図ります。

(5) 施設の計画的維持管理

- ①各事業所・施設の維持管理計画を策定し、施設の耐用年数、老朽化に対応した計画的修繕等を推進します。
- ②手動製造機器の自動化により生産能力向上と衛生面の強化を図り、清潔感ある施設の維持と、より安全な商品を提供に努めます。

(6) 救急体制の迅速化

①傷病者や遭難者が発生した場合の対応策として、防災ヘリ・救急車・救助隊の要請等迅速かつ適正に動ける体制を整備します。

温泉・特産事業所

- ・アルザ尾瀬の郷：温水プール、露天風呂
- ・尾瀬の郷交流センター：食堂、売店
- ・燧の湯、駒の湯：公衆浴場
- ・特産品センター：そば（裁ちそば、乾麺）、舞茸、自然水製造
- ・養魚場：岩魚加工品製造、釣り堀
- ・林産所木工品展示販売所：売店、木の資料館

観光施設事業所

- ・尾瀬沼ヒュッテ：宿泊施設
- ・御池ロッジ：宿泊施設
- ・尾瀬ブナの森ミュージアム：資料館、ギャラリー等
- ・山の駅沼山峠：休憩所、売店
- ・山の駅御池：休憩所、売店
- ・尾瀬檜枝岐温泉スキー場

第2節 産業の振興

1. 商工業

【現状と課題】

村ではこれまで民間企業への支援策として、中小企業振興基金融資制度を10年間にわたり実施し、運営に必要な資金を貸付け、経営の安定や商工振興を図ってきました。平成25年度からは10年間の事業として、住民すべてを対象とした設備投資補助事業を実施しています。この他、地域振興補助金や人材育成支援事業助成金を活用していただくことにより、村の産業振興や地域活性化を図っています。

主産業である商業の振興として、まず第一に村を訪れる観光客の宿泊受入れがあり、それと同時に、地場産品を活用した土産品を流通させる必要があります。現在、民間事業者で製造されている「水ゼリー」や温泉・特産事業所においても各種特産品の製造を行い、JA檜枝岐村や村内の宿泊施設等で販売しておりますが、どちらもさらなる販路の拡大を目指すには、安定した販売と生産量の確保が課題となっております。

商工業支援の中心でもある商工会と、観光協会は現在別組織で業務を遂行しておりますが、今後は情報の共有や人材の有効活用を図ることを目的として、運営の一部を一体化することなどを検討し、さらなる商業の振興や、民間企業の経営環境向上に努める必要があります。

また、今後はICTの活用も重要となり、情報発信や宿泊受付などへ有効利用する力も必要とされます。そのため、高齢な経営者でもICTを安易に利用できるサポート体制の構築も必要となります。

村にとって商工業の振興は、雇用の場の拡大に繋がり、将来的には村の人口減少に歯止めをかけることが期待できるため、官民一体となって本村の観光資源を発掘し、磨き上げていく必要があります。

○主要施策

(1) 商工業の振興

- ①民間事業者に対する講習会や研修会等、商工会と連携し経営支援を図ります。
- ②特産品の販路拡大や新商品の開発を支援し、商工業の振興を図ります。

(2) 企業の育成と支援

- ①設備投資補助金の有効活用を促進し、経営意識の高揚と施設整備について支援します。
- ②地域振興補助金や人材育成支援事業補助金の活用により地域の活性化を図るととも

に、6次産業化や新規産業の参入について支援します。

③情報化社会に対応するため、ＩＣＴ研修等への参加を促進するとともに、サポートできる体制を整備します。

(3) 山小屋、旅館、民宿組合等との連携

①宿の個性をさらに良いものに発展させるとともに、山人まつりをはじめとする共同事業への取り組みを促し、広報面で支援します。

②山小屋組合をはじめ、環境省及び土地所有者等との連携を図り、尾瀬の効果的な保全活動を推進します。

③環境学習や合宿の受入れを推進するとともに、意見交換する機会を創出します。

2. 農業

【現状と課題】

本村には農業で生計を立てている専業農家はおらず、自家消費用の農作物の栽培においても、農作業を行う人たちの高齢化や、近年増加している野生鳥獣による農作物の被害によって、遊休農地も目立つようになってきました。また、農業生産組合によるそばの生産が行われておりますが、今後新たな農業経営が開始されることは困難と予想されます。

遊休農地を増やすいためにも、小型農業機械の導入等によって農業生産の効率化を推進するとともに、こっちで一等の村でしか栽培できない付加価値の高い農作物生産の普及や、それを加工して商品化して観光と結びつけ、地産地消、6次産業化を図ることが求められます。

また、近年食品の安全・安心が非常に注目されておりますが、原発事故により県内産農作物をはじめとした食品については、放射性物質検査を行わなければならず、自家栽培の農作物においてもお客様へ提供する前には必ず検査を受けなければなりません。このことが、旬な農作物のタイミングな提供に影響を及しています。迅速な検査やさらなる安全・安心性の向上と、生ごみや脱水汚泥を原料とした堆肥による有機栽培化を推進する必要があります。

地元で採れた物を地元で消費する地産地消と6次産業化の確立のためにも、安全・安心を確保するとともに、鳥獣被害を防ぎ、農業の振興を図らなければなりません。

○主要施策

(1) 地産地消の推進と観光との連携

- ①村産のそば粉を使用し、裁ちそばをはじめとするそば料理を檜枝岐ブランドとしての価値を高めるため、そば栽培の拡大と有機栽培化による品質の向上を目指します。
- ②独自の進化を遂げてきたこっちで一等の栽培の普及を図るとともに、昔から栽培が続けられているじゃがいも等の野菜の栽培を促進し、地産地消を推進します。
- ③お客様に提供する料理の原材料にするため、山菜やきのこの栽培を推進します。
- ④食品の安全・安心を確保するために放射性物質検査の迅速な実施を行うとともに、村内産食品の安全安心を広く打ち出すことで新たな顧客確保を図ります。
- ⑤村産堆肥を使用した有機栽培を支援し、農地の土質改良を図ります。

(2) 遊休農地の利活用

- ①遊休農地の現状と農地所有者の今後の意向についての調査を行い、遊休農地の解消と農地の集約による農業の効率化を図ります。
- ②地産地消をさらに進めるため、遊休農地の有効活用を推進します。

(3) 野生鳥獣による被害対策

- ①鳥獣被害対策実施隊を中心としたパトロールや捕獲活動、捕獲方法の見直し等獣友会と鳥獣被害対策実施隊との連携により、農作物被害の軽減を図ります。
- ②後継者の育成と狩猟免許取得者の増加を図るため、ニーズに合った補助金制度を創設するなどの支援をします。

3. 木工業

【現状と課題】

本村の広大な森林のほとんどが国有林で、かつてはその払い下げに頼った木工業により村の経済を支えた時代もありました。

現在は、木工業を生業としている人は高齢化し、就業者数も数えるほどしかなく、はんぞう、曲輪といった木工品の製造販売のみとなっています。

林野庁で以前行われていた慣行特売による国有林材の供給がされなくなったことに伴い、木工品の原材料確保に影響が出たことが林業の衰退につながり、伝統的な木工品技術の後継者が減少していきました。

村に残る伝統的な木工品を消滅させないためにも、山村のバランスの取れた発展を図る上からも、木工品の原材料確保と後継者の育成が課題となっています。

○主要施策

(1) 木工品加工

①村有林及び民有林に生育する木工品の材料となり得る良質な樹木の分布を確認するとともに、村外からの買い付けも視野に入れ、材料の確保に努めます。

(2) 商品開発と人材育成

①伝統的な木工芸品の製造技術を継承し、後継者育成を支援します。

②伝統的な木工品や手工芸品の製造技術を基に、新たな付加価値の追加等による商品開発を推進します。

第3節 定住促進・少子化対策

1. 定住促進

【現状と課題】

本村では、近年人口の減少に歯止めがかかるず、平成27年2月末日現在で599人まで減少し、少子高齢化と今後の人口増の起点となるべき20～30歳代の減少が顕著となっています。

本村の場合、高校入学時にはほぼ100%が村外に出て、卒業後も進学、就職のために村に戻らないというケースが続いている、それが人口減となる一因となっています。

もともと若年層の人口が少ない上にUターンが一層厳しくなる中で、若い年代の人口を増やしていくためには、村外出身の定住者、いわゆるIターン者の受け入れが必要不可欠な状態にあります。

村では、こういった人たちが入居できる住宅と住宅用地を整備してきましたが、充分とはいえない状況です。村で生活する若い世代の人達が将来にわたって安心して定住できる施策や環境整備が重要で、それにより、若い世代が子どもとともに生き活きと暮らしていれば、Uターンも自然と増えることが期待できます。

また、近年では民間事業者の高齢化と後継者不足により廃業してしまうという事例が多く発生しました。村内の民間事業者にとって、このままの経済状況では後継者を呼び寄せるのも難しく、廃業せざるを得ない状況になっています。

後継者の自己研さんの活動や民間事業者の経営改善による体质強化を支援する必要があり、今後もよりいっそう力を入れていくことが重要です。

○主要施策

(1) 世帯用・単身用住宅の整備

- ①村が整備するにあたり、過剰供給とならないよう、今後の需要を見定めながら、適切に住宅整備を図ります。
- ②除雪等に適した住宅配置や自然景観に配慮した住宅整備を図り、快適な住環境の形成を目指します。
- ③村営住宅の計画的な維持管理に努めます。

(2) 住宅対策

- ①今後の需要を見定めながら宅地造成分譲事業について検討します。
- ②設備投資・管理補助金制度や高齢者等住宅改修補助制度を活用し、住環境の改善等について支援します。
- ③空き家対策について検討するとともに、集落活性化を推進し、住宅地の確保に努め

ます。

(3) 後継者の育成

- ①設備投資補助金などの有効活用を促し、民間事業者の経営改善や体质強化による後継者確保を支援します。
- ②各種研修などの学習機会の拡充と料理研究会等による自己研さんの場の提供など、後継者育成を支援します。

2. 少子化対策

【現状と課題】

本村の合計特殊出生率は2.92人と全国水準1.43人を上回っているため、急激な少子化とはなっていませんが、今後は若い世代の減少により少子化が進むことが懸念され、この若い世代の増加こそが少子化対策の最大の課題といえます。

若い世代のUターンを促進するためには、まず就業場所の創出・確保が最も重要です。しかし、村内に民間企業が少なく、業種も限られているうえに、長引く経済不況と東日本大震災による風評被害が影響し、主産業である観光業の不振が続く状況です。そのため、新たな就業の場を創出するか、村外の通勤可能な地域に就業の場を求めるなども就業対策として検討する必要があります。

また、期待できるものの一つとしてICTの普及があります。首都圏から離れているという大きなハードルを問題としないことから、それを活用した産業の創出や企業の誘致も検討しなければなりません。

さらには、もともと若い世代の人口が少ない上にUターンの見込みが一層厳しくなる中で、人口を増やし将来出生数を増加させるためには、村外出身者の受け入れも検討しなくてはならない時期に来ているといえます。村特有の民俗性や方言など檜枝岐らしさが薄れたり、規律の崩壊や医療費等の高騰が考えられるなど不安材料も少なくありませんが、前向きな議論をしていかなければなりません。

【主要施策】

(1) 受け入れ体制の整備

- ①創造性を持ち就業場所の創出・確保に努め、就業対策を推進します。
- ②住民ニーズや地域特性に対応した、子育て支援対策及び少子化対策の充実に努めます。
- ③村外出身者の受け入れについて村民同士で熟談するとともに、雇用の場の創出についても検討を進めていきます。

(2) 地元定着対策の推進

- ①若者が村での生活に楽しみと生きがいを感じられるように、若者主体の活動等への支援を図ります。
- ②結婚を希望する若者を支援するとともに、次世代育成支援行動計画の独身者対策と連携した少子化対策を推進します。
- ③若い世代が定住しやすくするための住宅対策を推進します。

3. 景観整備

【現状と課題】

本村は自家用建材の確保のために戦後の造林補助により森林整備が行われ、村営林産所による製材も盛んに行われてきました。しかし、現在は木工業を生業とする人はほとんどおらず、造林や植林はほとんど行われていません。そのため、現在では森林環境交付金の事業として国道沿いの森林景観整備を行うにとどまっています。森林は景観の保持だけでなく、きれいな空気や水資源をつくり、さらに雪崩等の災害発生から居住地域を守る大切なものですので、今後どのように保全と利活用をしていくかが課題となっています。

また、村では平成14年に景観条例「美しい檜枝岐村をつくる条例」を制定し、民家等の屋根色の統一や、花の観光地づくり推進事業補助金の交付による花の植栽の推進を村民の理解と協力により行ってきましたが、いまだ充分とはいえない。小さい村だけに、公共施設のみならず民家についても、色や建築様式等の統一により、美しい景観の創出が可能と思われます。美しい檜枝岐村をつくるため、村民の理解と協力を得ることが第一の課題となります。

さらには、世帯構成の変化や高齢化により、空き家は年々増加しており、管理が不十分な空き家が防災や防犯の問題、景観の悪化などの諸問題を引き起こすことが懸念されます。本村では空き家の所有者は把握していますが、今後は所有者不明の空き家等を迅速に撤去し得る法的手段を整備していく必要があります。

○主要施策

(1) 森林整備

- ①森林所有者の森林整備意欲の向上を図るとともに、森林環境交付金事業を有効に活用し、計画的な造林や植林等による森林環境の保全と景観保持に努めます。
- ②森林整備に必要不可欠な伐採技術を習得するため支援します。
- ③国土の保全や水源の涵養、治山対策を推進し、森林整備・保全に努めます。

(2) 美しい檜枝岐村をつくる

- ①村民と充分に話し合った上で、村民と行政の総意のもとに「檜枝岐のイメージ」の確立を目指し、長期的な景観形成計画の策定及び景観条例等の見直しを進めます。
- ②桜などの花の名所や並木等による癒しの景観づくりを推進します。
- ③屋根色の統一の徹底を図るとともに、景観形成に対する支援体制の整備について検討します。
- ④花の観光地づくり補助金の活用を促進し、統一感のある「花のある村づくり」を、村民と一緒に作っていきます。

(3) サイン整備の推進

- ①「檜枝岐のイメージ」に合致し、景観にも配慮した統一性のあるデザインの中で、お客様目線になり、観光や歴史に触れて頂けるようなサイン整備を推進します。
- ②村内だけでなく、登山道においても登山者にわかりやすく、自然環境と景観に配慮したサイン等を設置していきます。

(4) 空家対策

- ①村内の空き家及び所有者把握に努めます。
- ②老朽化等により再利用することが困難な空き家は、持ち主による除却を促すとともに補助制度等により支援します。
- ③国の交付金を活用するなど方策について検討します。
- ④再利用可能な空家は、家を必要としている人と持ち主の橋渡しをするなど、空家の再利用の促進を図ります。
- ⑤空き家の状況を確認しながら、空き家管理条例の制定について検討をしていきます。

第4章 人と文化を育み未来をひらくむらづくり

第1節 教育の充実

1. 学校教育

【現状と課題】

国は「自立・協働・創造」の3つを基本理念とし「1. 社会を生き抜く力の養成 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 3. 学びのセーフティネットの構築 4. 紛づくりと活力あるコミュニティの形成」の4つを基本的な方向性とした、第2期教育基本計画を策定しました。本村においては、国の計画に基づき、地域の実情に合わせた教育の充実が求められています。

本村には小・中学校が各1校で、その連携を深め更なる高みを目指すため、小中一貫教育に取り組んでいますが、まだまだ発展途上であり、今後はより充実したプログラムの策定が求められています。また、近接する児童館とも連携を深め、児童館・小学校・中学校が一体となり、地域ならではの教育活動の充実が求められています。

少子化に伴い、児童・生徒の数は減少傾向にあり、小学校においては複式学級も避けられない状況となっております。将来的に見ても数年は児童数が横ばいの状態が続くことから、しばらくの間この傾向は続くものとみられます。また、学校は地域の防災施設であるとともに活力の源としての存在意識は極めて高く、学校施設の整備と地域に根ざした教育活動の充実が求められます。

本村には高等学校がなく、義務教育終了後は親元を離れ村外の学校へ進学し、寮生活や下宿を余儀なくされます。そのため、自立した人間として、社会を生き抜く力の養成が早い期間から必要で、義務教育期間の中できまざまな経験を積む必要があります。

【主要施策】

(1) 教育内容の充実

- ①小中連携の中で、教育課程や教員の指導体制の連続性を高め学力の向上に努めます。
- ②道徳の授業や社会体験から、善悪の判断や規範意識を身につけさせます。
- ③健康な身体を培い、豊かな人間性の基礎となる、スポーツ活動の充実と食育推進に努めます。
- ④国際社会に対応した、外国語におけるコミュニケーション能力の充実を図ります。
- ⑤ＩＣＴを活用した協働型・双方型学習の充実を図ります。
- ⑥子どもたちと高齢者などの異世代交流の推進を図ります。

(2) 教育環境の整備

- ①教育施設の安全性・機能性を重視し、計画的な管理に努めます。
- ②学校ＩＣＴ環境の計画的な整備に努めます。

(3) 高校生の環境整備

- ①小中の9年間において、さまざまな体験や交流を行い、柔軟でたくましい精神と広い視野を身に付け、高校進学時に社会に順応できる生徒の育成に努めます。
- ②高校生・保護者・教育委員会との連携を密にし、就職情報や村に関する情報の提供等を行い、将来村へ帰りたいという気持ち持てるような環境づくりを目指します。
- ③尾瀬寮の計画的維持修繕を行い、適切な管理運営に努めます。

(4) 奨学金制度の充実

- ①奨学金制度等の充実を図り、就学支援をします。

2. 幼児保育と児童教育

【現状と課題】

村では、児童館において満2歳以上の児童から保育を行い、保護者の経済的な負担の軽減と充実した子育て支援を推進するため入館料の無料化としております。しかし、幼児期に求められている基本的な生活習慣の習得や表現に関する活動の面においては不十分であり、いわゆる小1プロブレムの解消と併せ保育教育の充実が求められています。

また、放課後における児童の安心・安全の確保や多様な体験・活動による健全育成を行うためのハード・ソフト面の充実が求められています。

【主要施策】

(1) 内容の充実

- ①児童館全体の質の向上を図り、遊びの中の学びから、小学校以降の生活や学習の基盤を育成します。
- ②児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行える放課後子どもクラブの充実に努めます。

(2) 環境の整備

平成27年4月から供用している新「檜枝岐児童館」を拠点とし、地域の保育・教育施設としての機能の充実に努めます。

3. 地域の連携・家庭教育

【現状と課題】

本村は尾瀬をはじめとした雄大な自然に恵まれ、独自の伝統文化が息づいており、これらは子どもたちにとって貴重な教材です。こうしたものを活かし子どもたちが将来村で暮らしたいと思えるように、地域が連携して子どもたちの郷土愛を育んでいくことが大切です。

核家族化・少子化など、子育てや家庭教育を支える地域の環境が変化する中、家族の会話や家庭での躾から育まれる絆は子どもの人格形成に最も大きく影響するため、学力以前にまず人間としての基礎は、家庭教育から成しえるものです。一般常識や社会的規律を身につけ、子どもが将来社会生活を送る上で困らない人間に成長するため、親の意識の向上や家庭教育の充実が必要となります。また、将来を担う子どもたちは村の大切な財産であり宝物です。家庭だけでなく地域全体で子どもたちの教育に責任を負わなければなりません。

情報化社会、国際化社会に対応できる基礎知識を習得させ、郷土の歴史や文化、自然等を学ぶことで郷土愛を育み、心が豊かで幅広い視野と主体性を持った人間として育成することが求められています。

【主要施策】

(1) 郷土に根ざした教育

- ①自然保護や環境問題を身近に感じるための自然体験学習等を充実させ、恵まれた自然を大切に守っていく心を育みます。
- ②郷土の文化や歴史を学び、祭事、慣習、伝統文化及び技術等の伝承のために、地域と連携した体験学習を推進します。

(2) 家庭での教育

- ①親子が共に学び、育ち合う「家庭の教育力」の充実を地域全体で応援します。
- ②家庭での親子のつながりや家事・お手伝いなどの重要性を見直し、家庭での「しつけ教育」の取組みを支援します。

(3) 地域の連携

- ①学校・家庭・地域の連携を深め、それぞれの役割と責任を自覚し、相互の連携及び協力体制の強化に努めます。
- ②子どもたちの、明るい笑顔と未来のために、社会全体で家庭教育を応援します。

第2節 社会教育の推進

1. 生涯学習

【現状と課題】

I C T化、グローバル化の進展など、近年は社会・経済が急激に変化しており、社会の成熟化に伴い、幅広い年齢層の人々が学ぶことへの意欲を高める必要があります。

村ではこれまでさまざまな生涯学習を推進してきましたが、参加者が少なく、活発な活動とは言えないのが実情です。

しかし、一部の住民には自らが趣味や習いごとなどのサークル活動を始めた例もあり、住民ニーズに沿った学習機会の提供が求められています。

また、今後いっそう高齢化が進み、仕事から離れた高齢者が多くなってきます。その高齢者たちが楽しく生きがいを持って暮らしていくよう、学習・趣味の講座などの充実とともに、豊富な経験を生かし、自らを豊かにするだけでなく、より良い村づくりや地域づくりに努め、多様な地域課題の解決に大きな役割を果たすこと、生涯学習の最も重要なひとつとして求められています。

【主要施策】

(1) 生涯学習活動の充実

- ①村民の生涯学習ニーズを踏まえ、多様で効果のある生涯学習機会の提供に努めます。
- ②村民が誰でも気軽に参加できるように配慮した日程や、魅力あるカリキュラムの導入を図ります。
- ③現役世代から高齢期を見据え、自己啓発や健康づくりに取り組めるようなワークライフバランス(仕事と生活の調和)の実現に努めます。
- ④子育て世代の交流の場の創出を図ります。

(2) 学習環境の充実

- ①生涯学習推進の拠点として、東雲館（公民館）の機能を充実し、図書や施設の整備に努めます。
- ②高齢者の日常的な世代間交流のための居場所づくりに努めます。
- ③村民による自主的な生涯学習活動の支援に努めます。

2. 生涯スポーツ

【現状と課題】

自由な時間や、体力・健康づくりへの関心の高まりなどを背景にスポーツ需要が増大しており、誰もがいつ、どこでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するための環境整備が求められています。

本村においては、グラウンドゴルフ・ゴルフ・バレーボール・野球・ウォーキング・スキー・バドミントン等世代間を問わず各種スポーツの活動が行われておりますが、スポーツに無関心な人も多く、これらの方々にスポーツへの参加機会の提供が求められています。

スポーツ活動は、健康増進や体力づくりのみならず、人とのふれあいを深め、楽しみや生きがいを見出すといった重要な意義を持っています。車社会や生活様式の変化に伴う運動不足やストレスなど、心身の健康が損なわれる危険因子を取り除き、スポーツを通じた村民同士の親睦を深めるためにも、生涯スポーツの充実が求められる時代となっています。

【主要施策】

(1) 生涯スポーツ活動の充実

- ①村民が年齢や体力に合ったスポーツを選択できるよう、スポーツ教室・スポーツ大会等の拡充を図ります。
- ②誰でも気軽に取り組める、軽スポーツやニュースポーツの機会を増やします。
- ③各団体等のスポーツ活動の促進に努め、生涯スポーツの振興を図ります。

(2) スポーツ関連団体・指導者の育成

- ①体育協会、スポーツ少年団、スポーツクラブ、スキークラブ等の各種スポーツ組織の育成や活動の支援に努めます。
- ②スポーツ推進委員、スポーツクラブ指導者などの資質向上のために、研修会・講習会の充実を図り、新たな指導者の発掘・養成を推進します。

(3) スポーツ施設の充実

- ①村民体育館、野球場、グラウンドゴルフ場、学校体育館、テニスコート等のスポーツ関連施設の有効利用と整備を行います。

3. 学校外活動

【現状と課題】

本村の子どもたちの学校外活動としては、教育委員会が行う「オコジョクラブ」「放課後子どもクラブ」活動と「スポーツ少年団」活動があります。

オコジョクラブは、森林教室・川遊び・書道教室・交流事業など学校では体験できない内容を企画し、年に数回程度開催しています。しかし、子どもたちのニーズは年々変化しており、時代の流れに沿った魅力的な企画が必要です。また、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、「放課後子どもクラブ」の活動が行われています。

スポーツ少年団は、スキー・バドミントン・ソフトボールの3種目が行われていますが、子どもの絶対数が少ないとやスポーツを好まない子どもが増え、活動の存続が危ぶまれています。しかし、少人数ながらも、各種大会に参加して、好成績を収めています。人数が少ないとハンディキャップとせず、さまざまな活動に参加し、スポーツを通して充実感や達成感を得ることは非常に重要なことで、多くの子どもたちの積極的な参加が求められています。

しかし、少人数からくる競争心の希薄さは、向上心と積極性を育成する上で妨げとなっています。少人数でも競争心を向上させ、さらに団結力の強さや助け合いの優しい気持ちを養うことは大切なことで、スポーツを通して青少年の健全な育成に努める必要があります。

【主要施策】

(1) オコジョクラブの充実

- ①多くの子どもたちに、参加して良かった・楽しかった・感動したと思わせる魅力あるプログラムの醸成に努めます。
- ②積極性や適応性を育み、多様化する社会の変化に対応できる子どもたちの育成に努めます。

(2) 放課後子どもクラブの充実

- ①放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所を確保し、勉強・スポーツ・文化芸術・交流活動の充実に努めます。

(3) スポーツを楽しみ高める子どもの育成

- ①遊びとスポーツの融合性を高め、スポーツをする子どもたちの裾野を広げ、スポーツに親しむ環境の創出を目指します。
- ②スポーツとしての専門性を高め、トップアスリートとなれる選手の育成に努めます。

第3節 人づくり

1. 人材育成

【現状と課題】

活力ある魅力的な村づくりには「人材の育成」が最も重要であり、さらによい人材を育成、獲得する有効的な手段であることは誰もが認識しています。少子高齢化が進み、村の経済が縮小する中で少数の若い世代に村の将来を託すことは過酷であり、村民一人ひとりがその責務を負わなければなりません。

人を育てることは、目的ではなく手段であり、目的はあくまでも村の存続と成長です。しかし、その重要性を誰もが十二分に認識していても、いざ実践となると充分だとは言い難いのが現状です。

一昔前には、徒弟制度的仕組みがあり、組織・社会・地域学習の場で上司や先輩が部下や後輩に対して具体的な事象を通じて、必要なスキルや考え方を習得させる環境がありました。現在ではそれが上手く働いていない状況です。これは、我が国の低成長による育成機会の減少、組織内交流の減少、短期成果の追及、業務の多忙化、若者の価値観などに大きな変化があり、慣性や時間の経過とともに自然に出来上がってきたようで、檜枝岐だけではなく、日本の社会全体の問題だと捉えられます。

【主要施策】

(1) 人材の育成

- ①日本的な徒弟制度的プロセスの中から、社会的実践能力の発掘を図ります。
- ②人材育成で結果をだしている具体的な事例から、本質的なものの見方や考え方を学ぶ機会の創出を図ります。
- ③村民自ら研修の受講や資格の取得など自己を高める活動に対し支援します。

第4節 文化活動の振興

1. 芸術・文化活動

【現状と課題】

心のゆとりや個性の尊重など、精神的充足を求める傾向にある現代、芸術や文化に対する関心が高まってきています。

本村の場合、美術館や博物館などの文化施設等までは遠く、芸術や文化に直接触れる機会はあまり多くありませんが、インターネットやB S、C S等の衛星放送の普及や、D V D等のソフトが充実したことにより、家にいながらにしてさまざまな芸術や文化を享受できる時代となりました。また、このような利便性の向上により、地域の文化活動にもより広がりをもたせることができました。

しかし、本村には、いくつかの分野で優れた能力を有する愛好家を中心とした団体やグループがありますが、その数は少なく、また文化協会等の組織がないため、文化活動は思うような活性化が図られていません。

自主的に芸術・文化活動を推進する団体やグループの育成を図り、また新たな団体等による文化活動を促進するため、活動機会の拡充や支援体制の充実等による文化環境の形成が望まれています。

【主要施策】

(1) 芸術・文化活動の機会の拡充

- ①講演会や美術展など、芸術や文化に接する機会の拡充に努め、文化活動に対する村民の関心と理解を深めます。

(2) 芸術・文化活動団体の育成

- ①自主的に芸術・文化活動を行っている団体やグループに対し、活動の場や情報を提供し、活動団体の育成を図ります。
- ②多様化・高度化・専門化が進む村民ニーズに対応できる指導者を発掘・育成し、活動の支援体制の整備に努めます。

(3) 活動拠点施設の充実

- ①東雲館等の有効活用に努めるとともに、村民の文化活動拠点となる施設の機能充実を図ります。
- ②檜枝岐村の歴史・伝統・文化に根ざした活動等を推進します。

2. 文化の伝承・保存

【現状と課題】

270年もの間受け継がれてきた檜枝岐歌舞伎は、本村が誇れる伝統芸能であり貴重な文化的財産です。村民で構成された千葉之家花駒座により、祭礼奉納歌舞伎として昔ながらの姿で上演されてきました。

檜枝岐歌舞伎は文化的な要素のほか観光資源としても大変貴重なものでもあります。が、若い女性座員をはじめとする後継者不足や役者の仕事との両立の問題など、存続にはさまざまな困難があります。昔は村民の娯楽のために上演されていた歌舞伎が、現在はより高度な技術や芸術性を要求され、役者や関係者の負担が増大している現状を考慮し、村全体でのサポート体制の強化が求められます。

食文化においては、本村に昔から伝わってきた「山人料理」は檜枝岐ブランドのひとつとなっています。若い後継者がこの技術を受け継ぎ、次の世代に継承するシステムの構築が求められています。

本村には国重要有形民俗文化財の指定を受けた檜枝岐の舞台や、正倉院と同じ様式で建てられた板倉のほか、六地蔵、橋場のばんばや路傍に並ぶ数々の石仏群など、歴史を物語る文化財が残っています。また民俗資料館には縄文土器、石器のほか、昔の生活様式を知ることが出来るさまざまな民具等が保存されています。文化財は一度失ってしまうと創出することが困難ですので、豪雪や災害、時代の流れなどにより大切な文化財を喪失しないよう、保存・保護に努める必要があります。

【主要施策】

(1) 檜枝岐歌舞伎の伝承・保存

- ① 檜枝岐歌舞伎について村民の理解と協力を求め、座員の確保など村を上げて支援体制の強化を図ります。
- ② 学校行事等に歌舞伎を組み入れ、若手後継者の発掘と育成に努めます。

(2) 食文化・民俗文化の継承

- ① そば料理を中心とした山人料理や、独特の各種食品、料理等の技術を継承するとともに、新たなレシピ開発も積極的に行います。
- ② 祭事や行事、方言や昔話等、失われつつある民俗文化の記録・保存に努めます。

(3) 文化財の保護

- ① 歴史的遺産や文化財に関する村民の理解を深め、保護・保存体制を確立します。
- ② 板倉群の景観保存に努めるとともに、倒壊や取壊しの危機にある歴史的価値のある板倉は移築保存します。

第5章 村民が主役の、結いの心の通うむらづくり

第1節 地域活動の推進

1. 結いの活動

【現状と課題】

本村を取り巻く環境は社会の流れと共に変化し、豊かな生活となった反面、互いが助けあう中で育まれた、結いの精神が薄れていくことが懸念されています。しかし、近所や親せきなどによる高齢者宅の除雪などの支え合いは、高齢化が進んでいる中で今もなお続いているおり、結いの精神は受け継がれていると言えます。

その一方で高齢者宅の有料除雪など、昔にはなかった対価のある支援作業も行われています。お互いが協力し合わなければ生活ができなかつた時代から、飽和社会とも呼べる時代への変化とともに、結いの精神というものの形の変化も表れてきました。

ただ、どのような社会に変化したとしても、結いの精神は人口が少ない本村にとって必要不可欠なものであります。これは、助け合いの中で育まれていくものであるため、強制的なものや、行政からの呼びかけだけで成されるものではなく、村民全体の意識が重要であり、また、昔の結いを経験してきた方々が次世代にその精神をつなぐことができるよう、若い世代とのコミュニケーションが図れる環境の構築も必要となります。そうしたことにより、対価がある中での支援においても、助け合うという気持ちが若い世代にも根付いていくことが期待されます。

困っている人を助けるということは、ときに過度の干渉ととられる場合もありますが、困っている人に気づき、行動するということが、昔からある本村ならではの結いの根幹であります。こうしたことを次世代へとつないでいき、村民が結束して村を取り巻く問題を乗り越えていかなければなりません。

【主要施策】

(1) 結いの精神による活動

- ①近所の方々や高齢者の支え合いなど、村民間の助け合いの精神をつないでいくよう、組会や各種団体を通じ協力します。
- ②Iターン・Uターン者へ職場や青年団、商工会青年部など、若い世代の人たちが加入する各種団体を通じて、結いの精神を伝える環境となるよう支援します。
- ③結いの精神による行動や奉仕作業を通じて村民の絆を強固とし、郷土愛を育み、今の時代を乗り越えていくために最大限の努力をします。
- ④多くの村民がふれあえる場づくりができるよう努力します。

2. 奉仕作業・共同活動

【現状と課題】

本村ではこれまで、観光協会、商工会青年部及び女性部、青年団、老人クラブなど各種団体をはじめ、全村民による村内の草刈りや清掃等の奉仕作業が行われており、「美しい檜枝岐村」が維持できているのもこうした作業の賜物であります。こうしたことは、約半世紀続いている税の完納が顕著な例であるように、村民の村に対する意識の高さの表れであり、誇るべきものです。

一方で、そういうことへの意識の低下から、積極的に協力してくれる人たちへ作業量が偏るなど作業負担の不公平感が生じていることも大きな問題点です。

奉仕作業は人口が少ない本村では無くてはならないもので、村民が快く協力し合えるよう、公平で効率的な作業となる体制を構築していくなければなりません。そうしたことが確立されれば、各団体の活動が活発になることだけでなく、「ボランティア」という自発的な活動を行う組織が確立しやすい環境が形成されることも期待されます。

【主要施策】

(1) 奉仕作業体制の充実

- ①村民に快く協力してもらうよう、各種団体と行政が連携し、村民の意識向上が図れるような環境づくりに努めます。
- ②これまで同様、村民や各種団体による奉仕作業に感謝し、支援するとともに、既存団体だけでなく、自主的な活動を行う人及び組織に対しても支援します。
- ③村内の美化活動や景観づくりなどを支援するとともに、それをきっかけとした体制の整備や行事化を図ります。

第2節 協働社会の実現

1. 住民参加

【現状と課題】

めまぐるしく変化する社会情勢の中、自立した魅力ある村づくりを進めていくために、民間と行政がそれぞれ役割分担を明確化した上で一体となることが大切です。特に本村のように小規模な自治体においては、民間と行政の協働なくして村づくりは不可能であり、住民参加の重要性は非常に高いと言えます。

村はこれまで、各種委員会及び団体、懇談会等で住民参加を推進してきましたが、どうしても施策の立案から実施までを行政主導で行うことが多く、特に主産業である観光業においては、行政が企画し観光業者に協力してもらうといった、行政が産業をけん引する流れがありました。そういった中、村民の有志による新たな組織も設立され、村民の話し合いの場としてだけでなく、村や観光協会が主催しているイベント等へも協力するなど村の活性化に大きく貢献しており、これまでにないような動きも起こっています。しかし、こうした動きの一方で、未だ行政主導や一部の意見を聞くことしかできていないという現状は否めません。全ての意見を聞くことは実現困難ということは認識していますが、声の大きな意見ではなく民生委員や行政相談員などとも連携し、声の出しづらい小さな意見を反映していくとともに、さまざまな立場から村づくりを検討していかなければなりません。

また、村づくりにおいて村民意識の統一も重要なポイントであり、問題点だけでなく本村の誇れるものなど、官民間わず根幹となる部分の共通認識が重要です。そのためにも民間と行政、お互いに把握しているさまざまな情報を提供し合い、それをさまざまな機会で協議し、村民の意見を反映させ、村民一丸となって村づくりを行える環境を構築していくかなければなりません。

【主要施策】

(1) 村民の自発的行動の促進

- ①村民が各地域や各種団体において、自発的及び主体的な活動に対する支援体制の強化や補助制度の構築に努めます。
- ②村民にとって有益となる情報の提供や各種支援事業の活用などを通じて、村民活動の活性化を促進します。

(2) 住民参加機会の拡充

- ①効果的な情報提供や問題提起により、村民が考え、話し合う場などの環境整備を図ります。
- ②村民を中心となる組織や各種団体、委員会等が活動しやすくなるよう支援を行いま

す。

- ③官民関わらず、問題を提起し、意見を効果的に集約・解決出来るような人材育成の支援と、組織の発展・促進できるよう努力します。
- ④「尾瀬の日」などの記念日を利用するなど、村民間のつながりや郷土愛を深め、村を考えてももらう機会を創出します。

(3) 広報活動の推進

- ①公民館報などにより村内の話題の提供を図るとともに、村の取り組みなどの情報提供に努めます。
- ②テレビ電話を活用し、タイムリーでわかりやすい情報提供に努めます。

2. 男女共同参画

【現状と課題】

平成 11 年に「男女共同参画基本法」が制定されて以来、女性の社会進出の流れはあります、15 年以上たった今でも成長戦略の中核に「女性が輝く社会」が置かれるなど、今なお女性の社会進出は進んでいないととれる現状です。しかしそれは、女性の社会進出が加速すれば日本は成長していくという期待の表れでもあります。

観光が主産業の本村においても女性ならではの視点や、きめ細やかな行動は無くてはならない重要なファクターともいえます。また、女性の意見は、本村において最重要課題の一つである少子化対策においても、育児等について現実的かつ具体的な課題が提起されるなど、有効なものとなることが期待されます。

女性の活躍はイベントなどにおいても無くてはならないものとなっていますが、有職者は家事や育児と仕事との両立で忙しい上に、各種地域活動への参加は女性にとって大きな負担になっていることも事実で、家族の理解と協力が必要となり、職場においても産休・育休が取りやすく、セクシャルハラスメント・※マタニティハラスメント等倫理的な問題も起こらない環境整備が重要です。また、現代の社会では「女性だから家事や育児をしなければならない」「これは女性がやること」という固定観念を払拭することも必要となります。その一方で、女性の社会進出が進めば少子化が加速することも懸念され、また、産業の維持・発展のためにも育児支援の推進も行っていかなければなりません。

昔から「活気がある街は女性が元気」というように、女性がさまざまな分野において才能や個性を發揮し、村づくりにも積極的に参画してもらえるような機会と、その環境整備を推進していかなければなりません。

【主要施策】

(1) 女性の社会参加の推進

- ①児童館だけでなく、一時預かり保育などの支援や、男女間わず産休・育休・介護休暇など取得しやすい職場づくりの支援・推進など、女性が社会参加しやすく、育児等に対する不安を解消できる環境整備の推進に努めます。
- ②各種委員、団体等に女性が参加しやすいよう、積極的な支援・促進を行います。
- ③各種団体等に参加していない主婦の方々へも村の取り組み等について考えてもらえるよう、行政情報等をテレビ電話等を利用して周知に努めます。

(2) 男女共同参画の啓発

- ①女性の活躍や諸問題に対する情報提供を行うとともに、男女共同参画に対する理解や意識を高めるための啓発活動を推進します。

※マタニティハラスメント

職場において妊娠・出産したことが業務へ支障をきたす理由で精神的・肉体的な嫌がらせを行うこと。現在ではセクシャルハラスメントより被害が増加している。

第3節 効率的・計画的な行財政運営

1. 行政

【現状と課題】

時代の流れとともに地方行政のあり方も変化しており、国や県からの権限及び事務の移譲をはじめ、住民ニーズの多様化やICTの普及によるスピード化など、行政の内容もより幅広く複雑化している状況の中、村では効率的な行政運営と円滑な事務処理体制の確立を目指してきました。

しかし、今後進むと思われる少子高齢化や人口減少、東日本大震災以降の災害対策、さらには風評被害や長引く経済不況による観光関連産業の不振など、行政に課せられた課題はさらに堆積しています。その課題を解決しなければならない行政職員においても、小規模自治体であるがゆえ、業務過多ということもあります、職員の考え方の違いによる自己研さんの不足や人材育成が進んでいないなど、課題解決には職員個人だけでなく、組織的にも成長していくかなければなりません。

国では、世界に先駆けて人口減少・超高齢化社会を迎えることから平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、国と地方が一体となり総力を挙げて地方創生を推進すべく動き出したところです。

現代の流れから成る課題等に柔軟かつ弾力的に対応できる行政を確立するために、職員・組織の資質と能力の向上、情報化に伴う効率的な事務処理などをさらに推進し、質の高い行政サービスの提供をしていかなくてはなりません。

【主要施策】

(1) 村民を支える行政運営の構築

- ①村民を主体とした地域づくりを支える・後押しする行政運営の構築に努めます。
- ②行政需要や時代に即した組織と事務の見直しを継続します。

(2) 人材育成と適正管理の強化

- ①定員管理及び給与の適正化の推進を図ります。
- ②職員研修の実施等により個人の意識改革を図るとともに適正な人事評価を実施し、職員全体の資質の向上に努めます。
- ③職員の能力向上を図るために自己研さんの推進や、効果的な人材育成を実施します。

(3) 事務処理体制の強化

- ①効率的な事務処理を行うため、ICTを利活用するともに円滑で迅速な事務処理体制の構築・強化を図ります。

2. 財政

【現状と課題】

長引く経済不況と本格的な少子高齢化社会を迎えるなか、後継者不足や高齢化による民間業者の廃業と想定されなかった東日本大震災を要因とした風評被害などにより、本村の地域経済は低迷を続けている状況です。

本村の財政状況は、平成16年度に奥只見増設発電所の運転が開始されたことに伴い、固定資産税である大規模償却資産が大幅に増え、財政力指数も高い水準となりましたが、大規模償却資産の性質上その資産価値は年々減価するため、恒久的な財源として位置づけられるものではありません。しかしながら、平成22年度より過疎地域に指定されたことに伴い、過疎対策事業債の借入による公共施設等への投資が可能となるほかソフト事業にも利用できる状況となっており、また、東日本大震災により緊急防災減災対策事業債が創設されたことで、平成28年度まで防災対策に特化した事業が可能となっております。このような※優良債の利用が可能となることから本村の予算は大幅に増加しているところですが、主要財源である普通交付税などの確保も、国の財政状況から今後さらに厳しい状況が続くと見込まれます。

今後は、過疎対策事業債などの借入れに伴う公債費が上昇することが見込まれることから、計画的な償還を継続していくとともに、※ワンストップ機能を有した公共施設の整備や計画的な維持修繕事業を取組みつつ、主産業である観光業や教育、人材育成への積極的な投資を図り、将来的な生活基盤の充実と安定した財政基盤の構築を努める必要があります。

さらに、世界的な金融、経済不安が日本経済に益々大きな影響を及ぼすことが予想されることから、基金の積立や運用など村独自の財政政策の強化と主産業である観光業の建て直しが最重要課題となります。

【主要施策】

(1) 計画的な財政運営

- ①財政シミュレーションを作成し、中・長期的な視点に立った計画的な財政運営に努めます。
- ②実施事業の効果及び必要性・緊急性について厳正に判断し、他事業との整合性を図り、事業計画の見直しを継続していきます。
- ③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の維持管理経費の計画的な予算執行を行います。

(2) 健全財政の推進

- ①村の独立存続のために計画的な財政政策を推進し、健全な財政を維持します。

- ②住民サービスの低下につながらないよう充分検討しながら、支出の抑制と適正化に努めます。
- ③行財政改革を積極的に推進し、事務の合理化・簡素化、特別会計の経営内容の見直しによる経費削減を継続していきます。
- ④既存施設の再利用や統廃合などについて検討し、適切な改修整備や維持修繕により施設の有効利用を図ります。
- ⑤起債の繰上償還を行い、将来への財政負担の軽減に努めます。

(3) 財源の確保・運用

- ①村税完納を維持継続し、受益者負担の原則に則した使用料・手数料の公平適正化により、自主財源の確保に努めます。
- ②国・県支出金などの補助制度を把握し、適正かつ有効な活用を図ります。
- ③基金の適正管理及び有利で安全な運用を図ります。

※優良債

過疎対策事業債・緊急防災減災対策事業債とともに起債額の7割が地方交付税で措置されるなど村負担の少ない起債をいう。

※ワンストップ機能

1箇所で用が足りる機能の事

3. 広域行政

【現状と課題】

行政の複雑多様化に伴い行政サービスも年々増加しており、村単独での対応が困難なものも多数あります。そのため広域住民が利用しているライフラインの整備など、複数の市町村が共同で実施した方が効率的な分野においては、広域的に事務事業等が行われています。また、平成21年3月に広域圏計画策定要綱が廃止され定住自立圏構想を提倡されました。実態とはそぐわない枠組みのため、これまでと同様の圏域での組合組織となっています。

本村は南会津地方広域市町村圏組合に属し、消防・救急業務、ALTの採用、介護認定審査、特別養護老人ホーム等について、郡内町村と連携を図りながら広域的な運営を推進しています。

平成20年度に医療制度改革により老人医療制度から後期高齢者医療制度へ制度改正され、運営は都道府県ごとに設置した広域連合が主体となり市町村と事務を分担して行われています。国民健康保険も医療費の増大に伴い市町村単位での運営が難しくなっていることから、平成30年度以降にこれも後期高齢者医療制度同様、広域連合等での運営となることが協議されています。

廃棄物処理についても、分別収集や生ごみの肥料化対策により燃えるごみは少量化されていますが、その処理については南会津地方環境衛生組合への委託を行うところです。

今後はさらに少子高齢化・人口減少が進み、保健福祉・医療・環境保全等が最重要視され、情報化と国際化が進むことにより行政ニーズの対応が今以上に望まれることから、広域行政の更なる充実・強化が求められます。

【主要施策】

(1) 広域行政の推進

- ①地域の実情や特性を踏まえた役割分担、地域活性化を目指した広域行政を推進します。
- ②廃棄物の広域的処理に向けた体制整備を図ります。

(2) 関係機関との連携強化

- ①県・広域圏組合・他市町村と連携し、効率的かつ合理的な広域行政運営を図ります。

4. 公共施設維持管理

【現状と課題】

村では、これまで各種公共施設の建設・整備に努めてまいりましたが、施設の老朽化に伴う改修や少子高齢化に伴う施設利用に対するニーズの変化に応じ、統廃合など施設の利便性向上と最適化が求められております。

それら多くの施設を耐震性などの安全面を考慮し維持管理をしていくには、将来的に大きな財政負担が生じるものと予想されることから、将来人口を見極め、人口規模に合った施設へと変化させ村民の利便性を考慮した官民複合施設などによるワンストップサービスの充実やゾーニング（施設の集約区分）の強化を図り、将来的な財政負担を軽減していくかなければなりません。

今後はそれに伴い、公共施設等総合管理計画を策定し、計画的で一体的な行政インフラの維持管理を目指します。

【主要施策】

（1）公共施設等総合管理計画の策定

- ①各施設の耐用年数・耐震化対策・老朽化・人口の推移・利用状況を詳細に把握し、長期的なビジョンに立った維持管理計画を策定します。

（2）施設の安全性・機能性の向上

- ①施設の耐震、免震や豪雪対策への強化を図ります。
- ②災害時においても安全性の高い重要拠点や避難場所となる施設整備に努めます。
- ③利用者の利便性と時代のニーズに適応した計画的な整備に努めます。
- ④ワンストップ機能を有する施設の整備・転用を図ります。

（3）施設の有効活用

- ①施設の利用状況を把握し、施設の転用や再利用等について検討するとともに財政負担の抑制に努めます。
- ②教育施設や福祉施設、観光拠点などのゾーニングを行い、利便性の向上と適正配置に努めます。

第4次檜枝岐村振興計画・実施計画（平成27～29年度）

(単位:千円)

No	事業の名称	事業内容	年度別概算事業費			三ヶ年度の概算事業費
			27年度	28年度	29年度	
1	電力・通信インフラ強靭化事業	大規模林道館岩・檜枝岐線へ電力・通信ケーブル複線化 L=27km	207,377	207,828		415,205
2	ひのえまた防犯対策見守事業	Webカメラの更新6台・新設1台	5,200	3,600	3,100	11,900
3	公用車整備事業	総務課ワゴン車 2台 温泉特産事業所軽ワゴン車 1台 観光施設事業所ワゴン車 1台 観光施設事業所荷物運搬車 1台	10,605	1,500	4,000	16,105
4	村政100周年事業	100年祭「ラバーソ、記念式典、モニュメント設置		20,000	30,000	50,000
5	水槽付消防ポンプ自動車更新事業	南会津広域市町村圏組合負担金 ポンプ車1台		2,305		2,305
6	観光・防災Wi-Fiステーション整備事業	観光及び防災拠点の公衆無線LAN環境整備 一式		10,000		10,000
7	観光センター整備事業	1棟 木造2F 620m ²	5,445	100,440		105,885
8	ひのえまた総合公園整備事業	ミニ屋根水路整備、植栽事業	18,900	4,000	6,000	28,900
9	尾瀬沼ヒュッテ前東屋整備事業	東屋 12m ² 2棟	3,240			3,240
10	スキー場圧雪車格納庫整備事業	木造1F 99m ²	17,496			17,496
11	農産物（そば）貯蔵施設整備事業	設計業務 1式			1,500	1,500
12	竜ノ門ノ滝展望台整備事業	展望台 1基		2,419		2,419
13	大津岐岐道標整備事業	道標 1基		1,188		1,188
14	公衆トイレ改修事業	中土合公園、滝沢登山口及び上ノ原公衆トイレ温水洗浄便座設置 一式		4,518		4,518
15	社会保障番号制度整備事業	中間サーバ整備負担金 住基システム改修 一式 国保、介護、年金等統合システム整備 一式	9,082	1,302	1,302	11,686
16	診療所整備事業	旧児童館の改修 木造1F 324m ² 画像診断装置 一式 管球装置 一式	120,321	6,424		126,745
17	社会福祉センター整備事業	小規模多機能施設の拡充 RC2F 578m ² 入浴装置 一式		105,013		105,013
18	ストックヤード整備事業	クリーンセンター焼却設備解体及び再利用整備 RC2F 535m ²		10,000	50,000	60,000
19	下水道施設改修事業	長寿命化計画に基づく設計、機器の改築・修繕	8,532	36,000	144,200	188,732
20	浄化センター等機器改修事業	各種ポンプ等の修繕 一式	9,200			9,200
21	村道上ノ台下ノ台線道路改良事業	舗装及び側溝整備 L=344m		13,600	10,900	24,500
22	鳥獣捕獲用備品等整備事業	鳥獣用箱罠各種	2,500			2,500
23	県単林道落石防止柵改良事業	林道館岩檜枝岐線落石防護柵の改良 A=690m ²	6,000			6,000
24	除雪機整備事業	養魚場スノーロータリー 1台 観光施設スノーロータリー 1台	2,800	2,000		4,800

第4次檜枝岐村振興計画・実施計画（平成27～29年度）

（単位：千円）

No	事業の名称	事業内容	年度別概算事業費			三ヶ年度の概算事業費
			27年度	28年度	29年度	
25	ペットホテル整備事業	設計業務 一式			1,200	1,200
26	農業機械整備事業	トラクター 1台			7,000	7,000
27	農業機械等運搬車両整備事業	4tユニック車 1台			16,000	16,000
28	川向地区道路整備事業	拡幅 L=100m			5,000	5,000
29	下大畠地区道路整備事業	村道接続路 L=40m		5,000	11,000	16,000
30	小学校修繕事業	屋根の二重化 A=510m ²	12,000			12,000
31	尾瀬寮修繕事業	外壁・浴室・給水施設の修繕 一式		20,000		20,000
32	板倉移築保存事業	板倉移築 2棟		7,000		7,000
33	配湯所地下タンク改修事業	タンク容量 15kℓ	3,900			3,900
34	釣堀池整備事業	A=1,000m ² 拡張	4,500			4,500
35	4号源泉改修事業	浚渫工事 GL-1,260m	15,120			15,120
36	圧雪車整備事業	スキー場ゲレンデ圧雪車 1台		41,000		41,000
37	第一・二リフト備整備事業	制御盤部品交換、第一リフト折返し滑車軸交換、第二リフト支えい索交換 一式			32,100	32,100
合 計			462,218	605,137	323,302	1,390,657

資料編

26総 第703号

平成27年 3月24日

第4次檜枝岐村振興計画審議会

会長 星 好 久 様

檜枝岐村長 星 光 祥

「第4次檜枝岐村振興計画（案）」について（諮問）

檜枝岐村振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、第4次檜枝岐村振興計画（案）について、貴審議会の意見を求める。

平成27年3月27日

檜枝岐村長 星 光 祥 様

第4次檜枝岐村振興計画審議会

会長 星 好 久

第4次檜枝岐村振興計画について（答申）

平成27年3月24日付け26総第703号で諮問のあった標記の件については、檜枝岐村振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、慎重な審議を行った結果、適当であると認められます。

なお、本計画の実施にあたっては村民の理解と協力を得ながら、国・県等関係機関との連携により、効率的で効果的な行政執行に努めるよう要望します。

第4次檜枝岐村振興計画審議会委員名簿

職名	氏名	役職名	選任区分
会長	星好久	前村長、現社会福祉協議会会长	学識経験者
副会長	星哲二	議會議長	議會議員
委員	平野幸隆	前副村長	学識経験者
"	蛭田芳文	診療所長	"
"	平野千代一	議会副議長	議會議員
"	橘幹雄	檜枝岐村農業協同組合長	村内関係団体
"	平野和利	老人クラブ会長	"
"	平野まさみ	民生委員協議会会长	"
"	安彦玲奈	社会福祉協議会所長	"
"	星賢二	教育委員会委員長	"
"	星俊次	商工会長	"
"	平野恵美	商工会女性部長	"
"	平野崇之	商工会青年部長	"
"	星勇	組長代表	"
"	星俊秀	みんなのひのえまた推進協議会会长	"
"	星健太郎	青年団長	"
"	平野朋代	主婦	一般村民
"	星二三子	主婦	"
"	橘陽子	主婦	"
"	星なぎさ	主婦	"